

日本トレンド・セレクト

ハイパー・ウェイブ
リバース・トレンド・オープン
日本トレンド・マネーポートフォリオ

追加型株式投資信託／派生商品型／自動けいぞく投資専用

本書は「交付目論見書」と「請求目論見書」を合冊しております。

設定・運用は

日興アセットマネジメント

日本トレンド・セレクト

ハイパー・ウェイブ
リバース・トレンド・オープン
日本トレンド・マネーポートフォリオ

追加型株式投資信託／派生商品型／自動けいぞく投資専用

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

「日本トレンド・セレクト」は、主に短期公社債に投資するとともに、株価指数先物取引なども積極的に活用するため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

この目論見書により行なう「日本トレンド・セレクト」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 20 年 4 月 11 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 4 月 12 日にその効力が発生しております。

当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

有価証券届出書提出日 : 平成 20 年 4 月 11 日
発行者名 : 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名 : 取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
本店の所在の場所 : 東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号

下記の事項は、この投資信託（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

記

当ファンドのリスクについて

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

- ・当ファンドは、主に短期公社債に投資するとともに、株価指数先物取引なども積極的に活用しますので、株価指数先物取引の価格変動により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。
- ・当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「流動性リスク」および「信用リスク」などがあります。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

- ・当ファンドは、主に公社債を投資対象としますので、公社債の価格の下落や、公社債の発行者の財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。
- ・当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「流動性リスク」、「信用リスク」および「為替変動リスク」などがあります。

詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「第二部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 3 投資リスク」をご覧ください。

**当ファンドの手数料などについて
お申込時、ご換金（解約）時にご負担いただく費用**

<p>申込手数料 (1口当たり)</p>	<p><ハイパー・ウェイブ> <リバース・トレンド・オープン> 基準価額に対し2.1% (税抜2%) 以内 詳しくは、販売会社にお問い合わせ ください。 <日本トレンド・マネーポートフォリオ> ありません。 (他のポートフォリオからのスイッチ ングのみ)</p>
<p>スイッチング手数料 (1口当たり)</p>	<p><ハイパー・ウェイブ> <リバース・トレンド・オープン> 基準価額に対し0.21% (税抜0.2%) 以内 詳しくは、販売会社にお問い合わせ ください。 <日本トレンド・マネーポートフォリオ> ありません。</p>
<p>換金（解約）手数料</p>	<p>ありません。</p>
<p>信託財産留保額 (1口当たり)</p>	<p><ハイパー・ウェイブ> <リバース・トレンド・オープン> 基準価額に対し1% <日本トレンド・マネーポートフォリオ> ありません。</p>

信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用

<p>信託報酬</p>	<p><ハイパー・ウェイブ> <リバース・トレンド・オープン> 純資産総額に対し 年率0.966% (税抜0.92%)</p> <p><日本トレンド・マネーポートフォリオ> 純資産総額に対し 年率 0.5775% (税抜 0.55%) 以内</p>
<p>監査費用</p>	<p><ハイパー・ウェイブ> <リバース・トレンド・オープン> 純資産総額に対し 年率 0.0084% (税抜 0.008%) 以内</p> <p><日本トレンド・マネーポートフォリオ> 年率 0.002772% (税抜 0.00264%) 以内</p>
<p>売買委託手数料など*</p>	<p><ハイパー・ウェイブ> <リバース・トレンド・オープン></p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券の売買委託手数料 ・借入金の利息 ・立替金の利息 など <p><日本トレンド・マネーポートフォリオ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券の売買委託手数料 ・外貨建資産の保管などに要する費用 ・借入金の利息 ・立替金の利息 など

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

* 売買委託手数料などについては、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することができません。

当ファンドの手数料などの合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの概要

日本トレンド・セレクト

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

商品分類	ハイパー・ウェイブ	追加型株式投資信託 / 派生商品型 / 自動けいぞく投資専用
	リバース・トレンド・オープン	
	日本トレンド・マネーポートフォリオ	追加型株式投資信託 / 自動けいぞく投資専用
ファンドの目的	ハイパー・ウェイブ	有価証券を組み入れつつ株価指数先物取引を積極的に活用し、株式市場全体の動きを上回る収益の変動をめざした運用を行ないます。
	リバース・トレンド・オープン	有価証券を組み入れつつ株価指数先物取引を積極的に活用し、株式市場全体の動きと反対の収益の変動をめざした運用を行ないます。
	日本トレンド・マネーポートフォリオ	信託財産の着実な成長をはかることを目標として安定運用を行ないます。
主な投資対象	ハイパー・ウェイブ	短期公社債を主要投資対象とします。なお、わが国の金融商品取引所上場株式に投資することができます。また、株価指数先物取引を積極的に活用します。
	リバース・トレンド・オープン	
	日本トレンド・マネーポートフォリオ	わが国の公社債を主要投資対象とします。
主な投資制限	ハイパー・ウェイブ	<ul style="list-style-type: none"> 株式への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資は行ないません。
	リバース・トレンド・オープン	
	日本トレンド・マネーポートフォリオ	<ul style="list-style-type: none"> 株式への投資は、信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 50% 以下とします。
主なリスク	ハイパー・ウェイブ	<ul style="list-style-type: none"> 価格変動リスク 流動性リスク 信用リスク
	リバース・トレンド・オープン	
	日本トレンド・マネーポートフォリオ	<ul style="list-style-type: none"> 価格変動リスク 流動性リスク 信用リスク 為替変動リスク

信託報酬	ハイパー・ウェイブ	純資産総額に対し 年率 0.966% (税抜 0.92%)
	リバース・トレンド・オープン	
	日本トレンド・マネー ポートフォリオ	純資産総額に対し 年率 0.5775% (税抜 0.55%) 以内
信託期間	ハイパー・ウェイブ	平成 22 年 1 月 12 日まで (平成 7 年 1 月 17 日設定)
	リバース・トレンド・オープン	
	日本トレンド・マネー ポートフォリオ	平成 22 年 1 月 12 日まで (平成 8 年 12 月 2 日設定)
決算日	毎年 1 月 11 日 (休業日の場合は翌営業日)	
収益分配	ハイパー・ウェイブ	<ul style="list-style-type: none"> 毎決算時に、利子・配当収入は原則として全額を分配します。売買益からの分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 収益分配金額は 1 万口当たり 10 円以上 10 円単位とします。ただし、分配対象額が 1 万口当たり 10 円未満の場合には分配を行いません。
	リバース・トレンド・オープン	
	日本トレンド・マネー ポートフォリオ	<ul style="list-style-type: none"> 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 収益分配金額は 1 万口当たり 10 円以上 10 円単位とします。ただし、分配対象額が 1 万口当たり 10 円未満の場合には分配を行いません。
運用報告書の作成	委託会社は、毎期決算後および償還後に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。	

商品内容を充分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

取得・換金（解約）に関して

取得・解約 取扱時間	原則として、販売会社の営業日の午後 2 時 (わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前 10 時) まで	
申込価額	取得申込受付日の基準価額	
申込手数料	ハイパー・ウェイブ	販売会社が定めるものとし、申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社における申込手数料率は 2.1% (税抜 2%) が上限となっております。
	リバース・トレンド・オープン	
	日本トレンド・マネー ポートフォリオ	ありません。 (他のポートフォリオからのスイッチングのみ)

スイッチング手数料	ハイパー・ウェイブ	販売会社が定めるものとします。スイッチング手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社におけるスイッチング手数料率は0.21% (税抜0.2%) が上限となっております。
	リバース・トレンド・オープン	
	日本トレンド・マネーポートフォリオ	ありません。
申込単位	販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。	
申込代金の支払い	販売会社が指定する日までにお支払いください。	
解約価額	ハイパー・ウェイブ	解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
	リバース・トレンド・オープン	
	日本トレンド・マネーポートフォリオ	解約請求受付日の基準価額
解約手数料	ありません。	
信託財産留保額	ハイパー・ウェイブ	解約時の基準価額対し1% (1口当たり)
	リバース・トレンド・オープン	
	日本トレンド・マネーポートフォリオ	ありません。
解約単位	1口単位 販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。	
解約代金の支払い	原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。	

基準価額、販売会社などにつきましては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(半休日となる場合は午前9時～正午)

1

「日本トレンド・セレクト」は3本のファンドで構成されています。

株式市場全体の値動きの2倍程度の投資成果をめざす「ハイパー・ウェイブ」、概ね反対の投資成果をめざす「リバース・トレンド・オープン」と、投資資金を一時的に待機させる機能をもつ「日本トレンド・マネーポートフォリオ」の3本で構成されています。

2

積極的に株価指数先物取引を活用します。

<ハイパー・ウェイブ>

株式市場全体の値動きの2倍程度の投資成果をめざします。

<リバース・トレンド・オープン>

株式市場全体の値動きの概ね反対の投資成果をめざします。

3

原則として、いつでもスイッチング（乗換え）ができます。

- ・当ファンドは、投資家の皆様の判断により、原則として、いつでもファンド間のスイッチング（乗換え）を行なうことができます。
- ・スイッチング手数料の額（1口当たり）は、取得するファンドの取得申込受付日の基準価額にスイッチング手数料率を乗じた額です。
- ・ただし、「日本トレンド・マネーポートフォリオ」へのスイッチングは無手数料で行なうことができます。なお、「日本トレンド・マネーポートフォリオ」の申込みは、他のファンドからのスイッチングの場合に限ります。
- ・換金するファンドには信託財産留保額がかかります。換金時に、基準価額に1%の率を乗じて得た額の信託財産留保額（1口当たり）が差し引かれます。ただし、「日本トレンド・マネーポートフォリオ」には信託財産留保額はありません。

4

基準価額は大きく変動します。

積極的に株価指数先物取引を活用しますので基準価額は大きく変動します。

投資方針

<ハイパー・ウェイブ>

- ・信託財産の 50%以上短期公社債を組み入れます。株式市場全体の値動きの 2 倍程度の投資成果をめざすため、原則として株式組入総額と株価指数先物取引の買建総額の組入合計額が純資産総額に対して約 2 倍程度になるように調整を行いません。
- ・設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を買建てもしくは転売するものとします。

<リバース・トレンド・オープン>

- ・信託財産の 50%以上短期公社債を組み入れます。株式市場全体の値動きの概ね反対の投資成果をめざすため、原則として株価指数先物取引の売建額が純資産総額に対してほぼ同額になるように調整を行いません。
- ・設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を売建てもしくは買戻しするものとします。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

主としてわが国の公社債に投資を行ない利息等収益の確保をはかります。

投資対象

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

短期公社債を主要投資対象とします。なお、わが国の金融商品取引所上場株式に投資することができます。また、株価指数先物取引を積極的に活用します。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

わが国の公社債を主要投資対象とします。

その他の投資対象に関しましては「約款」をご覧ください。

分配方針

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

利子・配当収入は原則として全額を分配します。売買益からの分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。なお、収益分配金額は1万口当たり10円以上10円単位とします。ただし、分配対象額が1万口当たり10円未満の場合には分配を行いません。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。なお、収益分配金額は1万口当たり10円以上10円単位とします。ただし、分配対象額が1万口当たり10円未満の場合には分配を行いません。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行いません。

収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

投資制限

約款に定める投資制限

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 2) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- 3) 外貨建資産への投資は行ないません。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。
- 2) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- 3) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 50% 以下とします。

その他の投資制限に関しましては「約款」をご覧ください。

- ・当ファンドは、主に短期公社債に投資するとともに、株価指数先物取引なども積極的に活用するため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

各ファンドの主なリスクは以下の通りです。

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

価格変動リスク

- ・一般に株価指数先物取引の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株価指数先物取引の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

「ハイパー・ウェイブ」は株式市場全体の値動きの2倍の連動、「リバース・トレンド・オープン」は株式市場全体の値動きと正反対の連動をお約束するものではありません。また、ともにあらかじめ一定の投資成果をお約束するものではありません。

「ハイパー・ウェイブ」、「リバース・トレンド・オープン」は、株式市場全体の値動きに対して次のような要因により狙い通りの投資成果が得られない場合があります。

- ・ 株式市場全体の値動きと株価指数先物の値動きの差。
株価指数が大きく変動し、先物が制限値幅によりストップ高、またはストップ安などした場合には、当初予想していた投資成果とは特に大きくカイ離することがあります。
- ・ 追加設定・解約の発生による運用資金の大幅な変動。
- ・ 日々の追加設定・解約などに対応した株価指数先物取引の約定価格と終値の差。
- ・ 売買の際の売買委託手数料などの負担。
- ・ 先物市場の流動性が不足した時の売買対応や必要な取引数量のうち全部または一部取引不成立の影響。
「ハイパー・ウェイブ」については、レバレッジの高い（2倍）分だけ影響が大きくなります。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

申込時、収益分配時、換金(解約)時などにご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
申込時	申込手数料 (1口当たり)	<ハイパー・ウェイブ> <リバース・トレンド・オープン> 基準価額に対し2.1% (税抜2%) 以内 <日本トレンド・マネーポートフォリオ> ありません。 (他のポートフォリオからのスイッチングのみ)
	スイッチング手数料 (1口当たり)	<ハイパー・ウェイブ> <リバース・トレンド・オープン> 基準価額に対し0.21% (税抜0.2%) 以内 <日本トレンド・マネーポートフォリオ> ありません。
収益分配時	所得税・地方税	普通分配金に対し10%*
換金(解約)時 (解約請求)	換金(解約)手数料	ありません。
	信託財産留保額 (1口当たり)	<ハイパー・ウェイブ> <リバース・トレンド・オープン> 基準価額に対し1% <日本トレンド・マネーポートフォリオ> ありません。
	所得税・地方税	個別元本超過額に対し10%*
償還時	所得税・地方税	個別元本超過額に対し10%*

* 上記の税率は個人の場合であり、法人の場合は7%の源泉徴収となります。

申込手数料およびスイッチング手数料は販売会社が定めます。上記は販売会社が定めた手数料率のうち上限の率を記載しております。

収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

買取請求に係る課税上の取扱いについては、後述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、後述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

信託財産で間接的にご負担いただく（ファンドから支払われる）費用・税金

時期	項目	費用・税金																																														
毎日	信託報酬	<p><ハイパー・ウェイブ> <リバース・トレンド・オープン> 純資産総額に対し年率 0.966% (0.92%) <日本トレンド・マネーポートフォリオ> 純資産総額に対し年率 0.5775% (税抜 0.55%) 以内</p> <p>・信託報酬の配分は、以下の通りです。 <ハイパー・ウェイブ> <リバース・トレンド・オープン></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">信託報酬率（年率）</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.966% (0.92%)</td> <td>0.441% (0.42%)</td> <td>0.420% (0.40%)</td> <td>0.105% (0.10%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>括弧内は税抜です。</p> <p><日本トレンド・マネーポートフォリオ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">コール・レート の平均値</th> <th colspan="4">信託報酬率（年率）</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.6%以上のとき</td> <td>0.57750% (0.550%)</td> <td>0.21000% (0.200%)</td> <td>0.31500% (0.300%)</td> <td>0.05250% (0.050%)</td> </tr> <tr> <td>0.4%以上 0.6% 未満のとき</td> <td>0.31500% (0.300%)</td> <td>0.10500% (0.100%)</td> <td>0.15750% (0.150%)</td> <td>0.05250% (0.050%)</td> </tr> <tr> <td>0.2%以上 0.4% 未満のとき</td> <td>0.15750% (0.150%)</td> <td>0.05250% (0.050%)</td> <td>0.07875% (0.075%)</td> <td>0.02625% (0.025%)</td> </tr> <tr> <td>0.1%以上 0.2% 未満のとき</td> <td>0.06300% (0.060%)</td> <td>0.02100% (0.020%)</td> <td>0.03150% (0.030%)</td> <td>0.01050% (0.010%)</td> </tr> <tr> <td>0.1%未満のとき</td> <td>当該コール・ レート平均 値に 0.63 (0.6) を乗 じて得た率</td> <td colspan="3">委託会社：販売会社：受託会社 = 2：3：1 の配分とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>括弧内は税抜です。 コール・レートの平均値とは、当該各月の最終 5 営業日間の「日本トレンド・マネーポートフォリオ」の基準価額算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レートの平均値を指します。</p> <p>・信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。</p>	信託報酬率（年率）				合計	委託会社	販売会社	受託会社	0.966% (0.92%)	0.441% (0.42%)	0.420% (0.40%)	0.105% (0.10%)	コール・レート の平均値	信託報酬率（年率）				合計	委託会社	販売会社	受託会社	0.6%以上のとき	0.57750% (0.550%)	0.21000% (0.200%)	0.31500% (0.300%)	0.05250% (0.050%)	0.4%以上 0.6% 未満のとき	0.31500% (0.300%)	0.10500% (0.100%)	0.15750% (0.150%)	0.05250% (0.050%)	0.2%以上 0.4% 未満のとき	0.15750% (0.150%)	0.05250% (0.050%)	0.07875% (0.075%)	0.02625% (0.025%)	0.1%以上 0.2% 未満のとき	0.06300% (0.060%)	0.02100% (0.020%)	0.03150% (0.030%)	0.01050% (0.010%)	0.1%未満のとき	当該コール・ レート平均 値に 0.63 (0.6) を乗 じて得た率	委託会社：販売会社：受託会社 = 2：3：1 の配分とする。		
	信託報酬率（年率）																																															
合計	委託会社	販売会社	受託会社																																													
0.966% (0.92%)	0.441% (0.42%)	0.420% (0.40%)	0.105% (0.10%)																																													
コール・レート の平均値	信託報酬率（年率）																																															
	合計	委託会社	販売会社	受託会社																																												
0.6%以上のとき	0.57750% (0.550%)	0.21000% (0.200%)	0.31500% (0.300%)	0.05250% (0.050%)																																												
0.4%以上 0.6% 未満のとき	0.31500% (0.300%)	0.10500% (0.100%)	0.15750% (0.150%)	0.05250% (0.050%)																																												
0.2%以上 0.4% 未満のとき	0.15750% (0.150%)	0.05250% (0.050%)	0.07875% (0.075%)	0.02625% (0.025%)																																												
0.1%以上 0.2% 未満のとき	0.06300% (0.060%)	0.02100% (0.020%)	0.03150% (0.030%)	0.01050% (0.010%)																																												
0.1%未満のとき	当該コール・ レート平均 値に 0.63 (0.6) を乗 じて得た率	委託会社：販売会社：受託会社 = 2：3：1 の配分とする。																																														
	監査費用	<p><ハイパー・ウェイブ> <リバース・トレンド・オープン> 純資産総額に対し年率 0.0084% (税抜 0.008%) 以内 <日本トレンド・マネーポートフォリオ> 純資産総額に対し年率 0.002772% (税抜 0.00264%) 以内</p>																																														

随時	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息など ・詳しくは、後述の「その他の費用などについて」をご覧ください。
----	---------------	---

売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

その他の費用などについて

< 売買委託手数料など >

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- 1) 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- 2) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用（「日本トレンド・マネーポートフォリオ」のみ）、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

	頁
第一部 証券情報	1
(1) ファンドの名称	(7) 申込期間
(2) 内国投資信託受益証券の形態等	(8) 申込取扱場所
(3) 発行(売出)価額の総額	(9) 払込期日
(4) 発行(売出)価格	(10) 払込取扱場所
(5) 申込手数料	(11) 振替機関に関する事項
(6) 申込単位	(12) その他
第二部 ファンド情報	3
第1 ファンドの状況	3
1 ファンドの性格	3
(1) ファンドの目的及び基本的性格	
(2) ファンドの仕組み	
2 投資方針	10
(1) 投資方針	
(2) 投資対象	
(3) 運用体制	
(4) 配分方針	
(5) 投資制限	
3 投資リスク	13
4 手数料等及び税金	16
(1) 申込手数料	
(2) 換金(解約)手数料	
(3) 信託報酬等	
(4) その他の手数料等	
(5) 課税上の取扱い	
5 運用状況	21
(1) 投資状況	
(2) 投資資産	
投資有価証券の主要銘柄	
投資不動産物件	
その他投資資産の主要なもの	
(3) 運用実績	
純資産の推移	
分配の推移	
収益率の推移	
6 手続等の概要	30
7 管理及び運営の概要	33
第2 財務ハイライト情報	36
1 貸借対照表	
2 損益及び剰余金計算書	
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	45
第4 ファンドの詳細情報の項目	46
約 款	47

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

日本トレンド・セレクト

ハイパー・ウェイブ

リバース・トレンド・オープン

日本トレンド・マネーポートフォリオ

- ・以下、上記を総称して、また各々を称して「日本トレンド・セレクト」、「ファンド」または「ポートフォリオ」ということがあります。

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

- ・追加型証券投資信託受益証券です。(以下「受益権」といいます。)
- ・格付は取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行（売出）価額の総額

各ファンド毎に、1兆円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5) 申込手数料

販売会社が定めるものとします。申込手数料率およびスイッチング手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

申込手数料

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

販売会社における申込手数料率は2.1%（税抜2%）が上限となっております。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

「日本トレンド・マネーポートフォリオ」の申込みは、他のファンドからのスイッチングの場合に限ります。

スイッチング手数料

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

販売会社におけるスイッチング手数料率は0.21%（税抜0.2%）が上限となっております。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

他のファンドから「日本トレンド・マネーポートフォリオ」へのスイッチングには手数料はかかりません。

換金するファンドには、換金時の基準価額に1%の率を乗じて得た額の信託財産留保額（1口当たり）が差し引かれます。ただし、「日本トレンド・マネーポートフォリオ」には、信託財産留保額はかかりません。

(6) 申込単位

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7) 申込期間

平成20年4月12日から平成21年4月10日までとします。

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(半休日となる場合は午前9時～正午)

(9) 払込期日

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 振替機関に関する事項

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) その他

該当事項はありません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

<ハイパー・ウェイブ>

有価証券を組み入れつつ株価指数先物取引を積極的に活用し、株式市場全体の動きを上回る収益の変動をめざした運用を行ないます。

<リバース・トレンド・オープン>

有価証券を組み入れつつ株価指数先物取引を積極的に活用し、株式市場全体の動きと反対の収益の変動をめざした運用を行ないます。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

信託財産の着実な成長をはかることを目標として安定運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

追加型株式投資信託 / 派生商品型

「派生商品型」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「派生商品を積極的に活用するファンドでヘッジ目的以外に用いるもの」として分類されるファンドをいいます。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

追加型株式投資信託

ファンドの特色

1) 「日本トレンド・セレクト」は3本のファンドで構成されています。

株式市場全体の値動きの2倍程度の投資成果をめざす「ハイパー・ウェイブ」、概ね反対の投資成果をめざす「リバース・トレンド・オープン」と、投資資金を一時的に待機させる機能をもつ「日本トレンド・マネーポートフォリオ」の3本で構成されています。

2) 積極的に株価指数先物取引を活用します。

<ハイパー・ウェイブ>

株式市場全体の値動きの2倍程度の投資成果をめざします。

- ・ 株式市場全体の値動きの2倍程度の投資成果をめざすため、原則として、株式組入総額と株価指数先物取引の買建総額の組入合計額が純資産総額に対して2倍程度になるように日々調整を行ないますが、委託証拠金率の水準などによっては2倍以下とすることがあります。
- ・ 先物取引の売買高などを勘案して、主として日経平均株価(225種)先物取引を行ないます。売買高など市場状況の変化に応じて日経株価指数300先物取引、TOPIX先物取引を活用することもあります。

結果として、当ファンドの基準価額は、株式市場全体が上昇する際には大きく値上がりし、株式市場全体が下落する際には大きく値下がります。非常に値動きの大きなファンドですので、ご投資の際には慎重にご判断ください。

<リバース・トレンド・オープン>

株式市場全体の値動きの概ね反対の投資成果をめざします。

- ・ 株式市場全体の値動きの概ね反対の投資成果をめざすため、原則として株価指数先物取引の売建総額が純資産総額に対してほぼ同額になるように日々調整を行ないます。
- ・ 先物取引の売買高などを勘案して、主として日経平均株価（225種）先物取引を行ないます。売買高など市場状況の変化に応じて日経株価指数 300 先物取引、T O P I X 先物取引を活用することもあります。

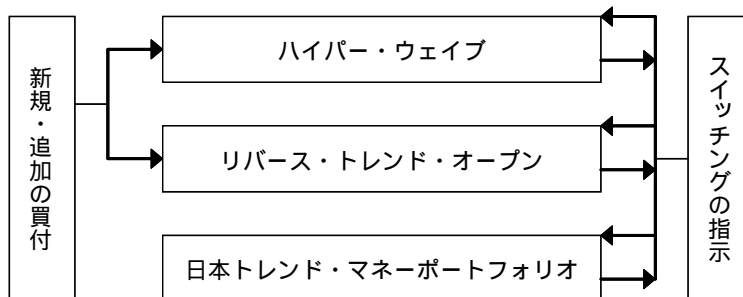
結果として、当ファンドの基準価額は、株式市場全体が上昇する際には値下がりし、株式市場全体が下落する際には値上がりします。当ファンドは特殊な値動きをするファンドですので、ご投資の際には慎重にご判断ください。

株価指数先物取引とは・・・

投資家があらかじめ約定する株価指数の数値と将来の特定の期日における現実の株価指数の数値との差に相当する金銭の授受を約する取引です。また、将来の特定の期日までは転売または買戻しにより決済することができ、期限の到来による決済もすべて差金決済となります。先物取引の場合は現物の取引と異なり、約定額よりも少ない金額で取引ができます。

3) 原則として、いつでもスイッチング（乗換え）ができます。

- ・ 当ファンドは、投資家の皆様の判断により、原則として、いつでもファンド間のスイッチング（乗換え）を行なうことができます。
- ・ スwitching手数料の額（1口当たり）は、取得するファンドの取得申込受付日の基準価額にスイッチング手数料率を乗じた額です。
- ・ ただし、「日本トレンド・マネーポートフォリオ」へのスイッチングは無手数料で行なうことができます。なお、日本トレンド・マネーポートフォリオの申込みは、他のファンドからのスイッチングの場合に限ります。
- ・ 換金するファンドには信託財産留保額がかかります。換金時に、基準価額に1%の率を乗じて得た額の信託財産留保額（1口当たり）が差し引かれます。ただし、「日本トレンド・マネーポートフォリオ」には信託財産留保額はありません。



4) 基準価額は大きく変動します。

積極的に株価指数先物取引を活用しますので基準価額は大きく変動します。

基準価額の変動について (Q & A)

Q1 「ハイパー・ウェイブ」では、常に純資産総額に対して買建額が2倍程度になるよう組入調整を行なうのですか。

A1 次のような場合には、2倍程度とは限りません。

株式市場を取り巻く環境の変化に応じて、金融商品取引所が定める委託証拠金の水準が引き上げられていく過程においては、その後の株式市場の下落時に必要となる追加証拠金の差入可能額を十分に考慮したうえで、純資産総額に対する株価指数先物取引などの組入倍率のメドを2倍以下（例えば1.8倍、1.5倍、1.3倍など）に引き下げていくなどの措置を講じます。また、ファンドの純資産総額に占める評価損の合計額の状況によっては、あらかじめ上記と同様の措置をとることもあります。

追加設定・解約は申込受付日の翌営業日にファンドに反映されますが、設定金額と解約金額の差額分の売買に対しては、原則として当日中に株価指数先物取引を行なう方針です。従って、追加設定が多い場合には組入れは2倍を上回り、解約が多い場合には組入れは2倍を下回ります。

株式市場の大幅な変動に伴ない、株価指数先物取引の売買が成立しない場合などには、組入調整が出来ないこともあります。

Q2 「リバース・トレンド・オープン」では、常に純資産総額に対して売建額がほぼ同額になるよう組入調整を行なうのですか。

A2 次のような場合には、ほぼ同額とは限りません。

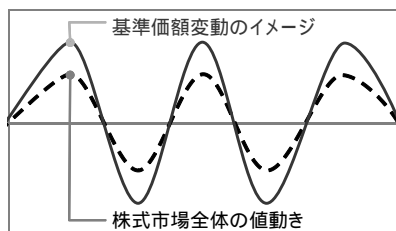
金融商品取引所の定める委託証拠金率の水準などによっては、純資産総額を下回る組入れにすることもあります。

追加設定・解約は申込受付日の翌営業日にファンドに反映されますが、設定金額と解約金額の差額分の売買に対しては、原則として当日中に株価指数先物取引を行なう方針です。従って、追加設定が多い場合には売建額は純資産総額を上回り、解約が多い場合には純資産総額を下回ります。

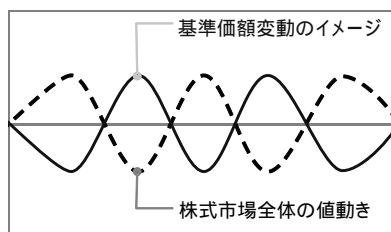
株式市場の大幅な変動に伴ない、株価指数先物取引の売買が成立しない場合などには、組入調整が出来ないこともあります。

基準価額変動のイメージ図

<ハイパー・ウェイブ>



<リバース・トレンド・オープン>



上図は、あくまでイメージ図であり、実際の基準価額の動きとは異なります。

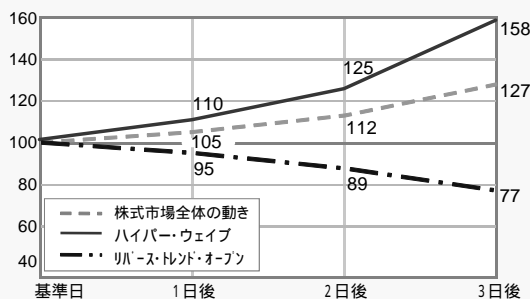
価格変動リスク

「ハイパー・ウェイブ」、「リバース・トレンド・オープン」は、積極的に株価指数先物取引を活用するため、特殊な値動きとなり、日々の基準価額の変動が大きくなります。

Q3 日々の基準価額の値動きが株式市場全体の値動きの2倍または正反対の動きをした場合には、ファンド保有期間中の投資成果も、2倍または正反対になるのですか。

A3 投資家ごとのファンド保有期間中の投資成果は、日々の基準価額の値動きが株式市場全体の値動きの2倍または正反対の動きをした場合であっても、2日以上離れた日との比較においては、2倍または正反対の投資成果を得られるわけではありません。

< 株式市場全体が上昇局面の場合 >



前日からの騰落率

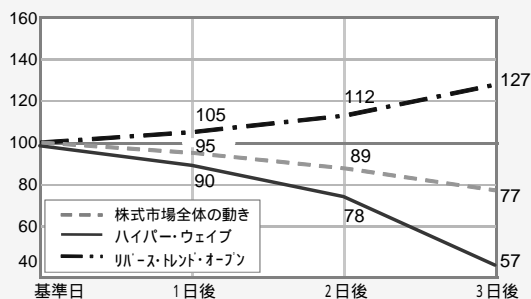
	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	5.0%	6.7%	13.4%
「ハイパー・ウェイブ」	-	10.0%	13.3%	26.8%
「リバース・トレンド・オープン」	-	-5.0%	-6.7%	-13.4%

日々の値動きは、市場全体に対して2倍（もしくは正反対）の動き

基準日からの騰落率

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	5.0%	12.0%	27.0%
「ハイパー・ウェイブ」	-	10.0%	24.7%	58.1%
「リバース・トレンド・オープン」	-	-5.0%	-11.3%	-23.2%

< 株式市場全体が下落局面の場合 >



前日からの騰落率

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	-5.0%	-6.7%	-13.4%
「ハイパー・ウェイブ」	-	-10.0%	-13.3%	-26.8%
「リバース・トレンド・オープン」	-	5.0%	6.7%	13.4%

基準日からの騰落率

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	-5.0%	-11.3%	-23.2%
「ハイパー・ウェイブ」	-	-10.0%	-22.0%	-42.9%
「リバース・トレンド・オープン」	-	5.0%	12.0%	27.0%

2日以上離れた日との比較では、2倍（もしくは正反対）にはならない

上記騰落率はすべて、小数第2位を四捨五入。

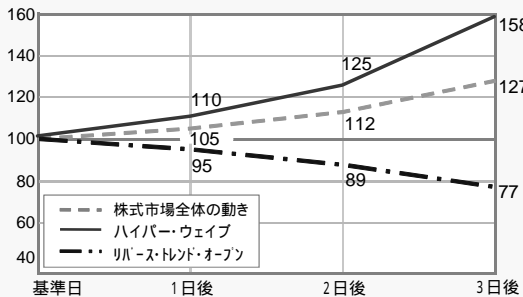
グラフ・データはあくまでも計算例であり、株式市場全体の値動きと基準価額との関係をわかりやすく、強調して表わしたものです。実際の値動きを示唆したものではありません。

Q4 株式市場全体が一方向的に動く場合と、上昇・下落をしながら動く場合とでは、「ハイパー・ウェイブ」、「リバース・トレンド・オープン」の基準価額の値動きは異なりますか。

A4 株式市場全体が上昇局面にある場合、下落局面にある場合のいずれの場合においても、一方向的に動く場合に比べますと、上昇・下落をしながら動く場合には、基準価額は押し下げられることになります。

株式市場全体が上昇局面の場合

<一方向的に動く場合>



前日からの騰落率

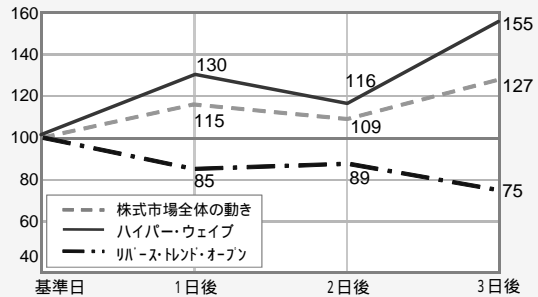
	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	5.0%	6.7%	13.4%
「ハイパー・ウェイブ」	-	10.0%	13.3%	26.8%
「リバース・トレンド・オープン」	-	-5.0%	-6.7%	-13.4%

日々の値動きは、市場全体に対して2倍（もしくは正反対）の動き

基準日からの騰落率

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	5.0%	12.0%	27.0%
「ハイパー・ウェイブ」	-	10.0%	24.7%	58.1%
「リバース・トレンド・オープン」	-	-5.0%	-11.3%	-23.2%

<上昇・下落をしながら動く場合>



前日からの騰落率

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	15.0%	-5.2%	16.5%
「ハイパー・ウェイブ」	-	30.0%	-10.4%	33.0%
「リバース・トレンド・オープン」	-	-15.0%	5.2%	-16.5%

基準日からの騰落率

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	15.0%	9.0%	27.0%
「ハイパー・ウェイブ」	-	30.0%	16.4%	54.9%
「リバース・トレンド・オープン」	-	-15.0%	-10.6%	-25.3%

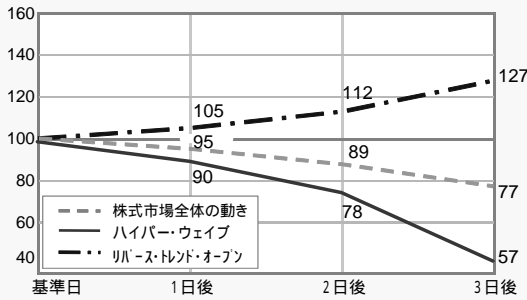
ただし、上下変動をするほど、騰落率は押し下げられる結果に

上記騰落率はすべて、小数第2位を四捨五入。

グラフ・データはあくまでも計算例であり、株式市場全体の値動きと基準価額との関係をわかりやすく、強調して表わしたものです。実際の値動きを示唆したものではありません。

株式市場全体が下落局面の場合

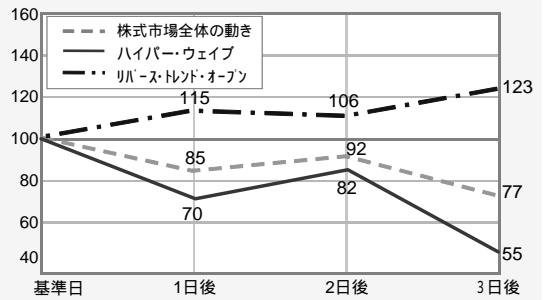
< 一方的に動く場合 >



前日からの騰落率

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	-5.0%	-6.7%	-13.4%
「ハイパー・ウェイブ」	-	-10.0%	-13.3%	-26.8%
「リバース・トレンド・オープン」	-	5.0%	6.7%	13.4%

< 上昇・下落をしながら動く場合 >



前日からの騰落率

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	-15.0%	8.2%	-16.5%
「ハイパー・ウェイブ」	-	-30.0%	16.5%	-33.1%
「リバース・トレンド・オープン」	-	15.0%	-8.2%	16.5%

日々の値動きは、市場全体に対して2倍（もしくは正反対）の動き

基準日からの騰落率

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	-5.0%	-11.3%	-23.2%
「ハイパー・ウェイブ」	-	-10.0%	-22.0%	-42.9%
「リバース・トレンド・オープン」	-	5.0%	12.0%	27.0%

基準日からの騰落率

	基準日	1日後	2日後	3日後
株式市場全体の動き	-	-15.0%	-8.0%	-23.2%
「ハイパー・ウェイブ」	-	-30.0%	-18.5%	-45.4%
「リバース・トレンド・オープン」	-	15.0%	5.5%	23.0%

ただし、上下変動をするほど、騰落率は押し下げられる結果に

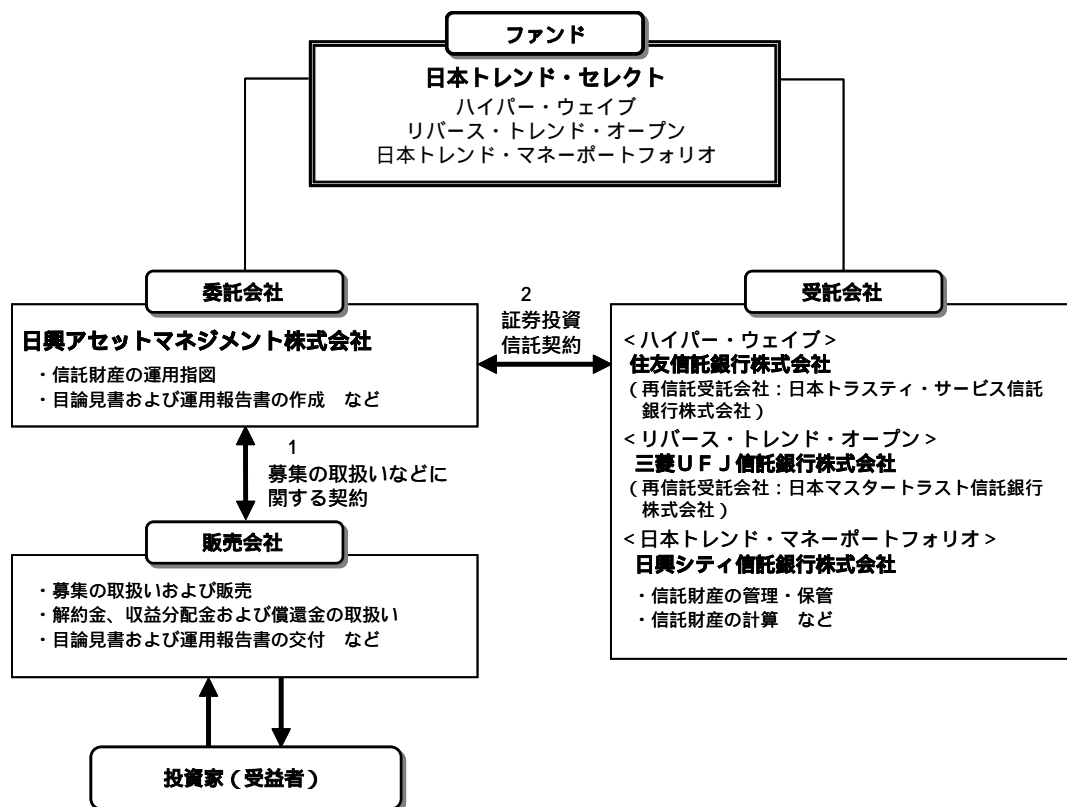
上記騰落率はすべて、小数第2位を四捨五入。

グラフ・データはあくまでも計算例であり、株式市場全体の値動きと基準価額との関係をわかりやすく、強調して表わしたものです。実際の値動きを示唆したものではありません。

信託金限度額

- ・各ファンド毎に1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) ファンドの仕組み
 ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況 (平成 20 年 2 月末現在)

1) 資本金

16,287 百万円

2) 沿革

昭和 34 年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成 11 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社 日興コーディアルグループ	東京都中央区日本橋兜町 6 番 5 号	112,842,500 株	61.31%
N A Mホールディングス 株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号	69,170,000 株	37.58%

2 投資方針

(1) 投資方針

<ハイパー・ウェイブ>

- ・信託財産の50%以上短期公社債を組み入れます。株式市場全体の値動きの2倍程度の投資成果をめざすため、原則として株式組入総額と株価指数先物取引の買建総額の組入合計額が純資産総額に対して約2倍程度になるように調整を行いません。
- ・設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を買建てもしくは転売するものとします。

<リバース・トレンド・オープン>

- ・信託財産の50%以上短期公社債を組み入れます。株式市場全体の値動きの概ね反対の投資成果をめざすため、原則として株価指数先物取引の売建額が純資産総額に対してほぼ同額になるように調整を行いません。
- ・設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引の売建てもしくは買戻しするものとします。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

主としてわが国の公社債に投資を行ない利息等収益の確保をはかります。

(2) 投資対象

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

短期公社債を主要投資対象とします。なお、わが国の金融商品取引所上場株式に投資することができません。また、株価指数先物取引を積極的に活用します。

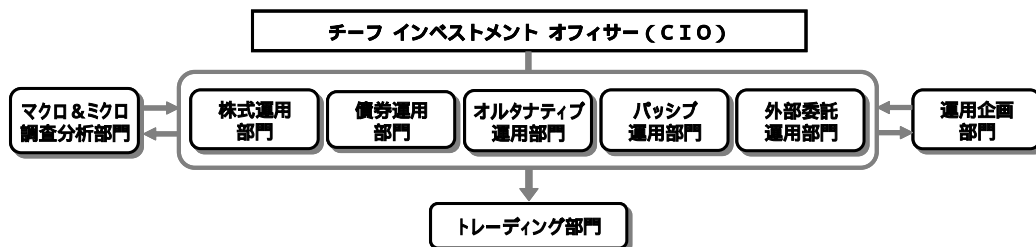
<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

わが国の公社債を主要投資対象とします。

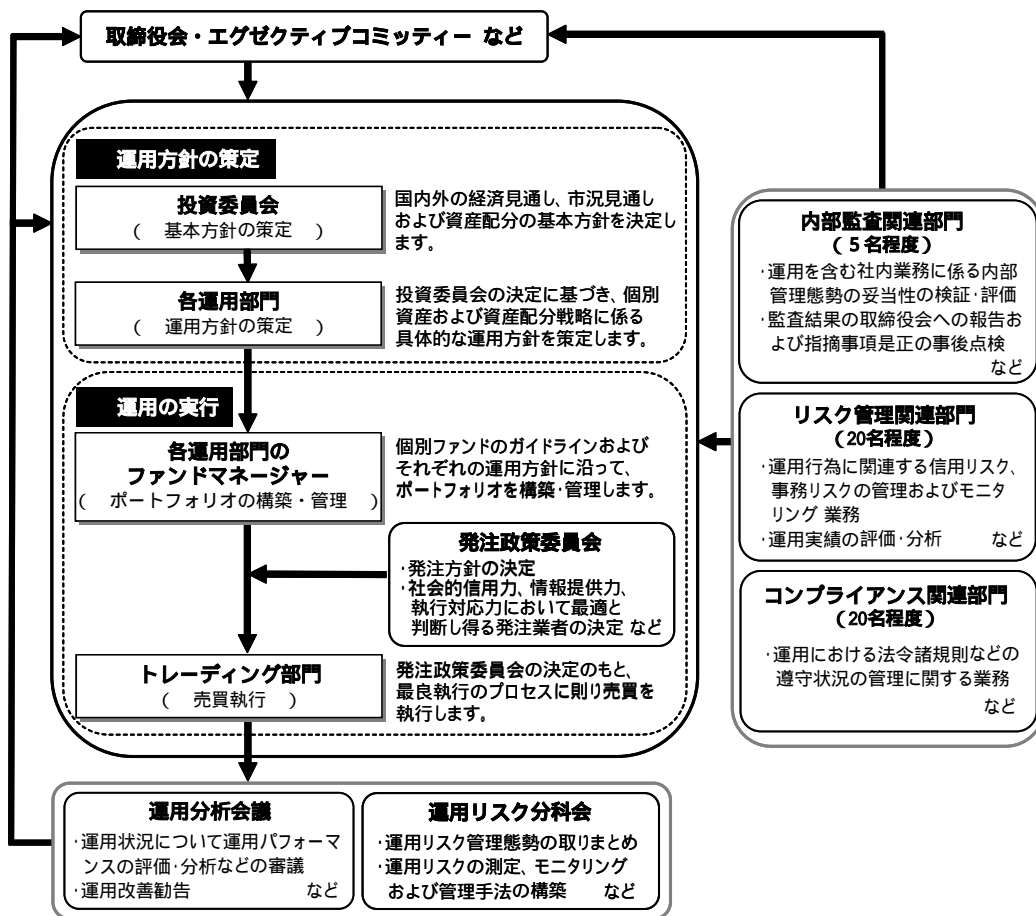
その他の投資対象に関しましては「約款」をご覧ください。

(3) 運用体制

委託会社における運用体制は以下の通りです。



委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 配分方針

収益配分方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての配分方針

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

利子・配当収入は原則として全額を分配します。売買益からの分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。なお、収益分配金額は1万口当たり10円以上10円単位とします。ただし、分配対象額が1万口当たり10円未満の場合には分配を行ないません。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。なお、収益分配金額は1万口当たり10円以上10円単位とします。ただし、分配対象額が1万口当たり10円未満の場合には分配を行ないません。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

(5) 投資制限

約款に定める投資制限

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

2) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3) 外貨建資産への投資は行ないません。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

2) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

その他の投資制限に関しましては「約款」をご覧ください。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

- ・当ファンドは、主に短期公社債に投資するとともに、株価指数先物取引なども積極的に活用するため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

各ファンドの主なリスクは以下の通りです。

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

価格変動リスク

- ・一般に株価指数先物取引の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株価指数先物取引の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

「ハイパー・ウェイブ」は株式市場全体の値動きの2倍の連動、「リバース・トレンド・オープン」は株式市場全体の値動きと正反対の連動をお約束するものではありません。また、ともにあらかじめ一定の投資成果をお約束するものではありません。

「ハイパー・ウェイブ」、「リバース・トレンド・オープン」は、株式市場全体の値動きに対して次のような要因により狙い通りの投資成果が得られない場合があります。

- ・株式市場全体の値動きと株価指数先物の値動きの差。
株価指数が大きく変動し、先物が制限値幅によりストップ高、またはストップ安などした場合には、当初予想していた投資成果とは特に大きくカイ離することがあります。
- ・追加設定・解約の発生による運用資金の大幅な変動。
- ・日々の追加設定・解約などに対応した株価指数先物取引の約定価格と終値の差。
- ・売買の際の売買委託手数料などの負担。
- ・先物市場の流動性が不足した時の売買対応や必要な取引数量のうち全部または一部取引不成立の影響。

「ハイパー・ウェイブ」については、レバレッジの高い（2倍）分だけ影響が大きくなります。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

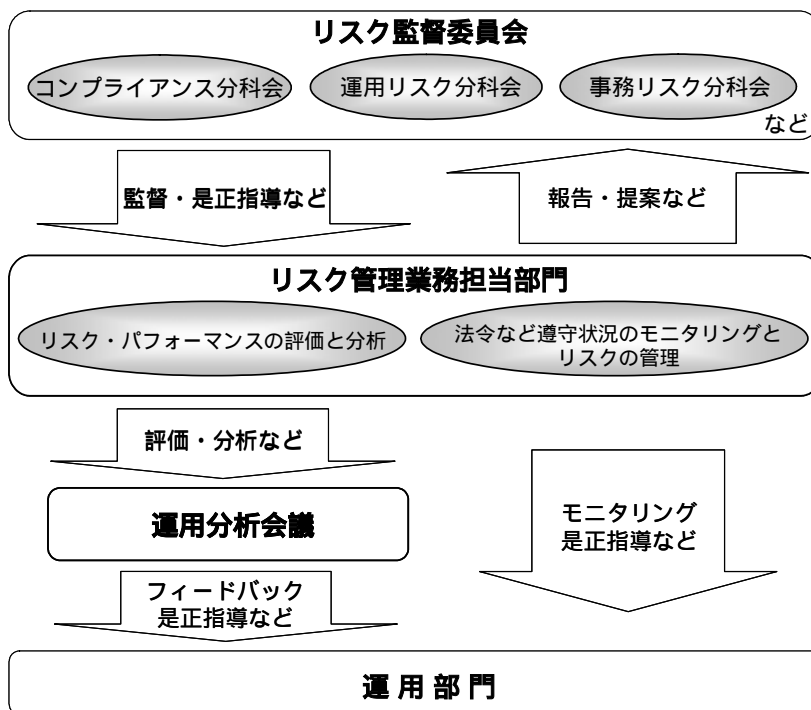
・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



全体的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会、およびその分科会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその分科会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

リスク・パフォーマンスの評価と分析

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果については運用リスク分科会などで報告し運用部門に是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

販売会社が定めるものとします。申込手数料率およびスイッチング手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

申込手数料

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

- ・販売会社における申込手数料率は2.1%（税抜2%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・償還乗換、乗換優遇に関わる手数料の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

「日本トレンド・マネーポートフォリオ」の申込みは、他のファンドからのスイッチングの場合に限ります。

スイッチング手数料

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

- ・販売会社におけるスイッチング手数料率は0.21%（税抜0.2%）が上限となっております。
- ・スイッチング手数料の額（1口当たり）は、取得するファンドの取得申込受付日の基準価額にスイッチング手数料率を乗じて得た額とします。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

他のファンドから「日本トレンド・マネーポートフォリオ」へのスイッチングには手数料はかかりません。

換金には、換金時の基準価額に1%の率を乗じて得た額の信託財産留保額（1口当たり）が差し引かれます。ただし、「日本トレンド・マネーポートフォリオ」には、信託財産留保額はかかりません。

(2) 換金（解約）手数料

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

解約請求受付日の基準価額に1%の率を乗じて得た額の信託財産留保額（1口当たり）が差し引かれます。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

ありません。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3) 信託報酬等

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

ファンド名	信託報酬率(年率)
ハイパー・ウェイブ	0.966% (税抜 0.92%)
リバース・トレンド・オープン	
日本トレンド・マネーポートフォリオ	各月の最終営業日の翌日から、翌月の最終営業日までにかかる信託報酬率は、当該各月の最終5営業日間のこの信託の基準価額算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レート(以下「コール・レート」といいます。)の平均値に応じ、次の率とします。 平均値が、 0.6%以上のとき・・・0.5775% (0.55%) 0.4%以上0.6%未満のとき・・・0.3150% (0.30%) 0.2%以上0.4%未満のとき・・・0.1575% (0.15%) 0.1%以上0.2%未満のとき・・・0.0630% (0.06%) 0.1%未満のとき・・・当該コール・レート平均値に0.63(0.6)を乗じて得た率

括弧内は税抜です。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

信託報酬率(年率)			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.966% (0.92%)	0.441% (0.42%)	0.420% (0.40%)	0.105% (0.10%)

括弧内は税抜です。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

コール・レートの平均値	信託報酬率(年率)			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.6%以上のとき	0.57750% (0.550%)	0.21000% (0.200%)	0.31500% (0.300%)	0.05250% (0.050%)
0.4%以上0.6%未満のとき	0.31500% (0.300%)	0.10500% (0.100%)	0.15750% (0.150%)	0.05250% (0.050%)
0.2%以上0.4%未満のとき	0.15750% (0.150%)	0.05250% (0.050%)	0.07875% (0.075%)	0.02625% (0.025%)
0.1%以上0.2%未満のとき	0.06300% (0.060%)	0.02100% (0.020%)	0.03150% (0.030%)	0.01050% (0.010%)
0.1%未満のとき	当該コール・レート平均値に0.63(0.6)を乗じて得た率	委託会社：販売会社：受託会社 = 2 : 3 : 1の配分とする。		

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）その他の手数料等

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し下記の率を乗じて得た額とします。

ファンド	料率（年率）
ハイパー・ウェイブ	0.0084%（0.008%）以内
リバース・トレンド・オープン	
日本トレンド・マネーポートフォリオ	0.002772%（0.00264%）以内

括弧内は税抜です。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用（「日本トレンド・マネーポートフォリオ」のみ）、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 課税上の取扱い

個人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金の取扱い

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用なし）を選択することもできます。
- ・解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡益との損益通算が可能です。なお、その年に控除しきれない金額は、翌年以降3年間にわたり繰越控除ができます。

上記の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成21年4月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

2) 買取請求の取扱い

- ・買取請求した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し10%（所得税7%および地方税3%）の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。なお、その年に控除しきれない譲渡損失は、翌年以降3年間にわたり繰越控除ができます。

上記の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成21年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金の取扱い

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。
- ・源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

上記の7%（所得税のみ）の税率は、平成21年4月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となる予定です。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

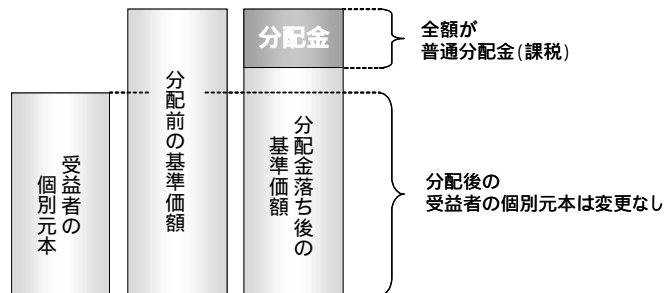
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と特別分配金

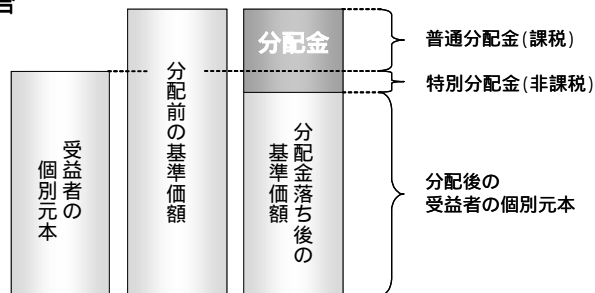
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

5 運用状況

<ハイパー・ウェイブ>

以下の運用状況は平成 20 年 1 月 31 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・有価証券指数等先物取引の金額は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
国債証券	9,304,942	61.58
日本	9,304,942	61.58
有価証券指数等先物取引(買建)	(30,189,400)	(199.80)
日本	(30,189,400)	(199.80)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	5,805,234	38.42
純資産総額	15,110,177	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<国債証券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年) 第241回	0.30000 2008-02-15	1,500,000,000	99.99 99.99	1,499,807,988 1,499,807,988	9.93
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年) 第247回	0.80000 2008-08-15	1,200,000,000	100.08 100.08	1,200,945,600 1,200,945,600	7.95
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年) 第250回	0.80000 2008-11-15	1,000,000,000	100.17 100.17	1,001,713,240 1,001,713,240	6.63
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年) 第246回	0.90000 2008-07-15	1,000,000,000	100.11 100.11	1,001,128,624 1,001,128,624	6.63
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年) 第248回	0.70000 2008-09-15	1,000,000,000	100.04 100.04	1,000,422,576 1,000,422,576	6.62
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年) 第245回	0.90000 2008-06-15	1,000,000,000	100.03 100.03	1,000,290,300 1,000,290,300	6.62
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年) 第242回	0.50000 2008-03-15	1,000,000,000	99.99 99.99	999,887,030 999,887,030	6.62
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年) 第249回	0.70000 2008-10-15	800,000,000	100.09 100.09	800,717,050 800,717,050	5.30
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年) 第244回	0.70000 2008-05-15	800,000,000	100.00 100.00	800,030,560 800,030,560	5.29

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率(%)
国債証券	61.58
合計	61.58

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

< 有価証券指数等先物取引 >

国・地域	銘柄名	種類	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
日本	日経平均株価先物 2008-03	買建	2,228	34,392,130,789	30,189,400,000	199.80
	合計		-	34,392,130,789	30,189,400,000	199.80

(3) 運用実績

純資産の推移

期別	1口当たりの純資産額 (円)		純資産総額 (百万円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第4計算期間末 (1999年1月11日)	0.3593	0.3663	16,657	16,982
第5計算期間末 (2000年1月11日)	0.6726	0.6866	18,796	19,187
第6計算期間末 (2001年1月11日)	0.3079	0.3139	9,327	9,508
第7計算期間末 (2002年1月11日)	0.1731	0.1761	7,434	7,563
第8計算期間末 (2003年1月14日)	0.1090	0.1090	5,475	5,475
第9計算期間末 (2004年1月13日)	0.1668	0.1678	8,102	8,151
第10計算期間末 (2005年1月11日)	0.1846	0.1846	10,108	10,108
第11計算期間末 (2006年1月11日)	0.3681	0.3691	19,786	19,840
第12計算期間末 (2007年1月11日)	0.3808	0.3818	21,173	21,228
第13計算期間末 (2008年1月11日)	0.2611	0.2611	15,306	15,306

	1口当たりの純資産額 (円)	純資産総額 (百万円)
2007年1月末日	0.4051	21,855
2007年2月末日	0.4120	19,708
2007年3月末日	0.4021	21,738
2007年4月末日	0.4062	20,754
2007年5月末日	0.4269	21,305
2007年6月末日	0.4402	20,232
2007年7月末日	0.3981	19,136
2007年8月末日	0.3643	20,002
2007年9月末日	0.3743	20,699
2007年10月末日	0.3683	19,859
2007年11月末日	0.3247	18,716
2007年12月末日	0.3031	17,426
2008年1月末日	0.2359	15,110

分配の推移

	1口当たり税込み分配金(円)
第4計算期間(1998年1月13日～1999年1月11日)	0.0070
第5計算期間(1999年1月12日～2000年1月11日)	0.0140
第6計算期間(2000年1月12日～2001年1月11日)	0.0060
第7計算期間(2001年1月12日～2002年1月11日)	0.0030
第8計算期間(2002年1月12日～2003年1月14日)	0
第9計算期間(2003年1月15日～2004年1月13日)	0.0010
第10計算期間(2004年1月14日～2005年1月11日)	0
第11計算期間(2005年1月12日～2006年1月11日)	0.0010
第12計算期間(2006年1月12日～2007年1月11日)	0.0010
第13計算期間(2007年1月12日～2008年1月11日)	0

収益率の推移

	収益率(%)
第4計算期間(1998年1月13日～1999年1月11日)	21.86
第5計算期間(1999年1月12日～2000年1月11日)	91.09
第6計算期間(2000年1月12日～2001年1月11日)	53.33
第7計算期間(2001年1月12日～2002年1月11日)	42.81
第8計算期間(2002年1月12日～2003年1月14日)	37.03
第9計算期間(2003年1月15日～2004年1月13日)	53.94
第10計算期間(2004年1月14日～2005年1月11日)	10.67
第11計算期間(2005年1月12日～2006年1月11日)	99.95
第12計算期間(2006年1月12日～2007年1月11日)	3.72
第13計算期間(2007年1月12日～2008年1月11日)	31.43

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下、「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

<リバース・トレンド・オープン>

以下の運用状況は平成 20 年 1 月 31 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・有価証券指数等先物取引の金額は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価していただきます。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
国債証券	620,517	70.60
日本	620,517	70.60
有価証券指数等先物取引(売建)	(915,980)	(104.22)
日本	(915,980)	(104.22)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	258,352	29.40
純資産総額	878,869	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

< 国債証券 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年) 第249回	0.7000 2008-10-15	160,000,000	100.11 100.11	160,180,442 160,180,442	18.23
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年) 第251回	0.8000 2008-12-15	100,000,000	100.23 100.23	100,225,410 100,225,410	11.40
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年) 第245回	0.9000 2008-06-15	100,000,000	100.03 100.03	100,029,075 100,029,075	11.38
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年) 第241回	0.3000 2008-02-15	80,000,000	99.98 99.98	79,987,616 79,987,616	9.10
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年) 第250回	0.8000 2008-11-15	60,000,000	100.17 100.17	60,102,825 60,102,825	6.84
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年) 第244回	0.7000 2008-05-15	60,000,000	100.00 100.00	60,002,445 60,002,445	6.83
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年) 第242回	0.5000 2008-03-15	60,000,000	99.98 99.98	59,990,101 59,990,101	6.83

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
国債証券	70.60
合計	70.60

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

< 有価証券指数等先物取引 >

国・地域	銘柄名	種類	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
日本	日経平均株価先物 2008-03	売建	61	947,250,714	826,550,000	94.05
日本	日経225mini 2008-03	売建	66	104,758,789	89,430,000	10.18
合計			-	1,052,009,503	915,980,000	104.22

(3) 運用実績

純資産の推移

期別	1口当たりの純資産額 (円)		純資産総額 (百万円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第4計算期間末 (1999年1月11日)	1.2393	1.2533	254	257
第5計算期間末 (2000年1月11日)	0.8618	0.8688	317	320
第6計算期間末 (2001年1月11日)	1.2141	1.2201	269	271
第7計算期間末 (2002年1月11日)	1.4599	1.4669	299	300
第8計算期間末 (2003年1月14日)	1.7811	1.7831	291	291
第9計算期間末 (2004年1月13日)	1.3885	1.3885	514	514
第10計算期間末 (2005年1月11日)	1.2944	1.2944	402	402
第11計算期間末 (2006年1月11日)	0.9163	0.9163	785	785
第12計算期間末 (2007年1月11日)	0.9102	0.9102	1,264	1,264
第13計算期間末 (2008年1月11日)	1.1019	1.1039	822	824

	1口当たりの純資産額 (円)	純資産総額 (百万円)
2007年1月末日	0.8843	1,135
2007年2月末日	0.8770	1,356
2007年3月末日	0.8917	1,146
2007年4月末日	0.8862	1,395
2007年5月末日	0.8639	1,430
2007年6月末日	0.8520	1,434
2007年7月末日	0.8964	1,355
2007年8月末日	0.9357	768
2007年9月末日	0.9211	738
2007年10月末日	0.9291	837
2007年11月末日	0.9896	769
2007年12月末日	1.0226	986
2008年1月末日	1.1466	878

分配の推移

	1口当たり税込み分配金(円)
第4計算期間(1998年1月13日～1999年1月11日)	0.0140
第5計算期間(1999年1月12日～2000年1月11日)	0.0070
第6計算期間(2000年1月12日～2001年1月11日)	0.0060
第7計算期間(2001年1月12日～2002年1月11日)	0.0070
第8計算期間(2002年1月12日～2003年1月14日)	0.0020
第9計算期間(2003年1月15日～2004年1月13日)	0
第10計算期間(2004年1月14日～2005年1月11日)	0
第11計算期間(2005年1月12日～2006年1月11日)	0
第12計算期間(2006年1月12日～2007年1月11日)	0
第13計算期間(2007年1月12日～2008年1月11日)	0.0020

収益率の推移

	収益率(%)
第4計算期間(1998年1月13日～1999年1月11日)	0.76
第5計算期間(1999年1月12日～2000年1月11日)	29.90
第6計算期間(2000年1月12日～2001年1月11日)	41.58
第7計算期間(2001年1月12日～2002年1月11日)	20.82
第8計算期間(2002年1月12日～2003年1月14日)	22.14
第9計算期間(2003年1月15日～2004年1月13日)	22.04
第10計算期間(2004年1月14日～2005年1月11日)	6.78
第11計算期間(2005年1月12日～2006年1月11日)	29.21
第12計算期間(2006年1月12日～2007年1月11日)	0.67
第13計算期間(2007年1月12日～2008年1月11日)	21.28

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下、「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

以下の運用状況は平成 20 年 1 月 31 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
国債証券	299,934	20.16
日本	299,934	20.16
現先取引勘定	599,226	40.27
日本	599,226	40.27
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	588,785	39.57
純資産総額	1,487,946	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

< 国債証券 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年) 第242回	0.50000 2008-03-15	200,000,000	99.98 99.98	199,957,460 199,957,460	13.44
日本円 日本	国債証券 -	利付国庫債券(2年) 第244回	0.70000 2008-05-15	100,000,000	99.98 99.98	99,977,080 99,977,080	6.72

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
国債証券	20.16
合計	20.16

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

期別	1口当たりの純資産額(円)		純資産総額(百万円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第3計算期間末(1999年1月11日)	1.0008	1.0018	369	370
第4計算期間末(2000年1月11日)	1.0009	1.0009	543	543
第5計算期間末(2001年1月11日)	1.0017	1.0017	221	221
第6計算期間末(2002年1月11日)	1.0019	1.0019	368	368
第7計算期間末(2003年1月14日)	1.0019	1.0019	226	226
第8計算期間末(2004年1月13日)	1.0019	1.0019	601	601
第9計算期間末(2005年1月11日)	1.0019	1.0019	637	637
第10計算期間末(2006年1月11日)	1.0019	1.0019	1,171	1,171
第11計算期間末(2007年1月11日)	1.0025	1.0025	2,076	2,076
第12計算期間末(2008年1月11日)	1.0041	1.0051	1,528	1,530

	1口当たりの純資産額(円)	純資産総額(百万円)
2007年1月末日	1.0026	2,216
2007年2月末日	1.0028	2,811
2007年3月末日	1.0030	1,915
2007年4月末日	1.0032	2,297
2007年5月末日	1.0034	2,085
2007年6月末日	1.0036	2,578
2007年7月末日	1.0039	1,777
2007年8月末日	1.0041	1,502
2007年9月末日	1.0043	1,581
2007年10月末日	1.0046	1,575
2007年11月末日	1.0048	1,434
2007年12月末日	1.0050	1,453
2008年1月末日	1.0043	1,487

分配の推移

	1口当たり税込み分配金(円)
第3計算期間(1998年1月13日～1999年1月11日)	0.0010
第4計算期間(1999年1月12日～2000年1月11日)	0
第5計算期間(2000年1月12日～2001年1月11日)	0
第6計算期間(2001年1月12日～2002年1月11日)	0
第7計算期間(2002年1月12日～2003年1月14日)	0
第8計算期間(2003年1月15日～2004年1月13日)	0
第9計算期間(2004年1月14日～2005年1月11日)	0
第10計算期間(2005年1月12日～2006年1月11日)	0
第11計算期間(2006年1月12日～2007年1月11日)	0
第12計算期間(2007年1月12日～2008年1月11日)	0.0010

収益率の推移

	収益率 (%)
第3計算期間 (1998年1月13日 ~ 1999年1月11日)	0.10
第4計算期間 (1999年1月12日 ~ 2000年1月11日)	0.01
第5計算期間 (2000年1月12日 ~ 2001年1月11日)	0.08
第6計算期間 (2001年1月12日 ~ 2002年1月11日)	0.02
第7計算期間 (2002年1月12日 ~ 2003年1月14日)	0
第8計算期間 (2003年1月15日 ~ 2004年1月13日)	0
第9計算期間 (2004年1月14日 ~ 2005年1月11日)	0
第10計算期間 (2005年1月12日 ~ 2006年1月11日)	0
第11計算期間 (2006年1月12日 ~ 2007年1月11日)	0.06
第12計算期間 (2007年1月12日 ~ 2008年1月11日)	0.26

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下、「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

申込方法

- ・販売会社所定の方法でお申し込みください。
- ・「日本トレンド・マネーポートフォリオ」の申込みは、他のファンドからのスイッチングの場合に限ります。

スイッチング

- ・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時にお申込みいただきます。
- ・お申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

申込みの受付

- ・販売会社の営業日に受け付けます。
- ・次のような場合で、委託会社が追加設定を行なわない措置をとったときは、当日を取得申込受付日とせず、翌営業日以降の日を取得申込受付日として取り扱わせていただくことがあります。この場合、取得申込者は申込みを取り消すことができます。

当ファンドが行なう株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、

1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会（半休日においては午前立会）が行なわれないとき、もしくは停止されたとき。
2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

取扱時間

原則として、午後2時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前10時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付（スイッチングを含みます。以下同じ。）を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

(2) 換金(解約)手続等

- ・「ハイパー・ウェイブ」および「リバース・トレンド・オープン」は、解約請求による換金ができます。
- ・「日本トレンド・マネーポートフォリオ」は、解約請求または買取請求による換金ができます。販売会社によっては、買取請求ができない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<解約請求による換金>

解約の受付

- ・販売会社の営業日に受け付けます。
- ・次のような場合は、当日を解約請求受付日とせず、翌営業日以降の日を解約請求受付日として取り扱わせていただくことがあります。この場合、受益者は解約の請求を撤回することができます。なお、「日本トレンド・マネーポートフォリオ」の解約は、原則として、随時可能とします。

当ファンドが行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて

1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会(半休日においては午前立会)が行なわれないとき、もしくは停止されたとき
2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

取扱時間

原則として、午後2時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前10時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約価額

解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に1%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。ただし、「日本トレンド・マネーポートフォリオ」には、信託財産留保額はかかりません。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%(内国法人は所得税のみの7%))を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約代金の支払い

手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付（スイッチングを含みます。以下同じ。）を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

<買取請求による換金>

買取りの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

取扱時間

原則として、午後2時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前10時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

買取制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の買取りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

買取価額

買取請求受付日の基準価額から、当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額となります。なお、一定の要件の下では、買取請求受付日の基準価額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

手取額

1口当たりの手取額は、当該買取価額となります。

買取単位

1口単位

販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受付の中止および取消

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取り（スイッチングを含みます。以下同じ。）を中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。

7 管理及び運営の概要

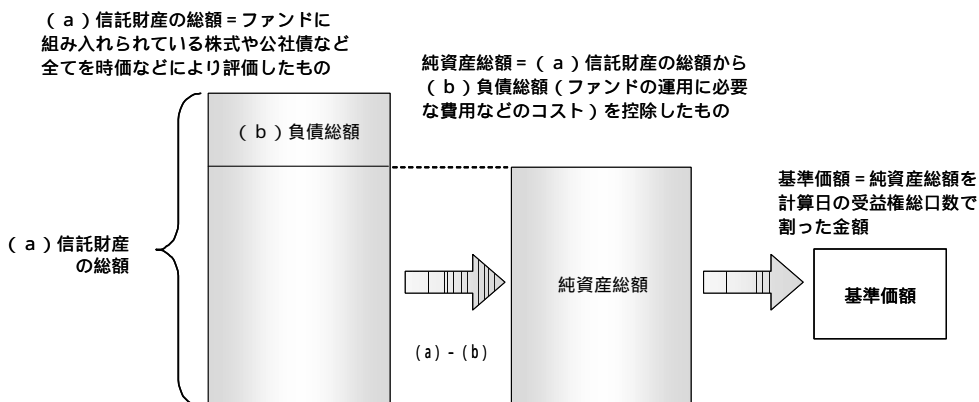
(1) 資産管理等の概要

資産の評価

1) 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

< 基準価額算出の流れ >



2) 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

国内公社債

原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

- a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- b) 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

有価証券先物取引等（国内）

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

信託期間

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

平成22年1月12日までとします(平成7年1月17日設定)

<日本トレンド・マネー・ポートフォリオ>

平成22年1月12日までとします(平成8年12月2日設定)

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

計算期間

毎年1月12日から翌年1月11日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

その他

1) 信託の終了(繰上償還)

イ) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- ア) 受益者の解約により各ファンドの受益権の口数が10億口を下回る事となった場合、または各ファンドの受益権の口数の合計が20億口を下回る事となった場合
- イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
- ウ) やむを得ない事情が発生したとき

ロ) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

ハ) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)

ニ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときなどには、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

ホ) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

3) 信託約款の変更

イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

ロ) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

ハ) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)

ニ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

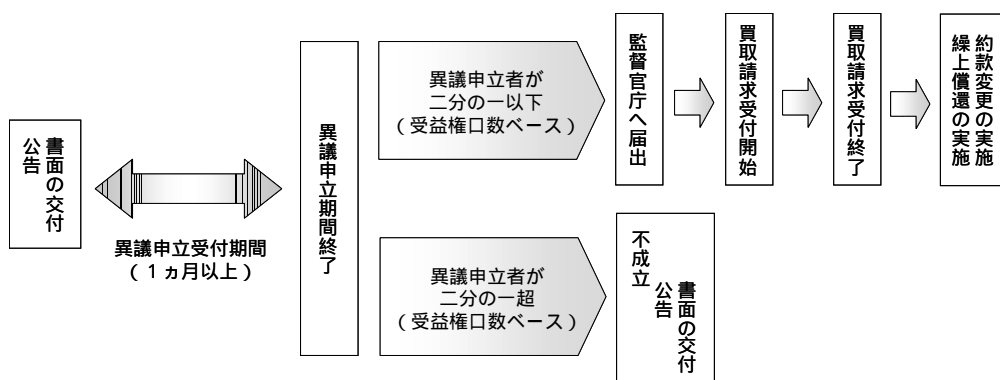
4) 異議の申立て

イ) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

ロ) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

ハ) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



5) 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

6) 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

(2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ・ 収益分配金・償還金受領権
- ・ 解約請求権
- ・ 帳簿閲覧権

第2 財務ハイライト情報

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- (2) 「財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

ハイパー・ウェイブ

1 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第12期	第13期
		平成19年1月11日現在	平成20年1月11日現在
	注記 番号	金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		878,057	845,235
コール・ローン		8,806,367,646	6,051,148,239
国債証券		13,087,270,501	9,905,110,470
派生商品評価勘定		1,311,781,086	-
未収入金		9,588,749	-
未収利息		1,117,666	13,374,518
前払金		-	3,340,026,000
前払費用		633,421	5,726,024
流動資産合計		23,217,637,126	19,316,230,486
資産合計		23,217,637,126	19,316,230,486
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	3,789,306,483
前受金		1,551,477,000	-
未払金		-	58,659,618
未払収益分配金		55,598,490	-
未払解約金		328,907,285	69,448,105
未払受託者報酬		11,714,821	9,961,672
未払委託者報酬		96,062,028	81,686,154
その他未払費用		577,503	535,436
流動負債合計		2,044,337,127	4,009,597,468
負債合計		2,044,337,127	4,009,597,468
純資産の部			
元本等			
元本		55,598,490,339	58,630,841,267
剰余金			
期末欠損金		34,425,190,340	43,324,208,249
(うち分配準備積立金)		(3,261,496,542)	(1,021,321,891)
剰余金合計		34,425,190,340	43,324,208,249
元本等合計		21,173,299,999	15,306,633,018
純資産合計		21,173,299,999	15,306,633,018
負債・純資産合計		23,217,637,126	19,316,230,486

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第12期	第13期
		自平成18年1月12日 至平成19年1月11日	自平成19年1月12日 至平成20年1月11日
	注記 番号	金 額	金 額
営業収益			
受取利息		30,682,958	85,969,079
有価証券売買等損益		2,518,528	20,126,298
派生商品取引等損益		1,222,088,754	5,924,624,160
営業収益合計		1,255,290,240	5,818,528,783
営業費用			
受託者報酬		22,568,094	20,884,168
委託者報酬		185,059,435	171,251,126
その他費用		1,129,504	1,089,098
営業費用合計		208,757,033	193,224,392
営業利益金額		1,046,533,207	-
営業損失金額		-	6,011,753,175
経常利益金額		1,046,533,207	-
経常損失金額		-	6,011,753,175
当期純利益金額		1,046,533,207	-
当期純損失金額		-	6,011,753,175
当期一部解約に伴う当期純利益金額分配額		-	309,922,926
当期一部解約に伴う当期純損失金額分配額		475,044,170	-
期首欠損金		33,964,528,904	34,425,190,340
欠損金減少額		50,684,011,074	38,307,922,251
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(50,684,011,074)	(38,307,922,251)
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)		(-)	(-)
欠損金増加額		52,610,651,397	40,885,264,059
(当期一部解約に伴う欠損金増加額)		(-)	(-)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(52,610,651,397)	(40,885,264,059)
分配金		55,598,490	-
期末欠損金		34,425,190,340	43,324,208,249

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第12期 自 平成18年1月12日 至 平成19年1月11日	第13期 自 平成19年1月12日 至 平成20年1月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引</p> <p>個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p>	<p>デリバティブ取引</p> <p>同左</p>

リバース・トレンド・オープン

1 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記 番号	第12期	第13期
			平成19年1月11日現在	平成20年1月11日現在
			金 額	金 額
資産の部				
流動資産				
コール・ローン			585,896,939	314,750,038
国債証券			688,923,132	580,195,902
派生商品評価勘定			6,137,806	99,698,340
未収利息			6,006	581,211
前払金			24,947,000	-
前払費用			58,684	166,848
流動資産合計			1,305,969,567	995,392,339
資産合計				
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定			24,827,106	9,521
前受金			-	86,962,500
未払収益分配金			-	1,493,810
未払解約金			11,375,104	79,217,239
未払受託者報酬			522,623	508,354
未払委託者報酬			4,286,033	4,168,960
その他未払費用			41,750	40,611
流動負債合計			41,052,616	172,400,995
負債合計				
純資産の部				
元本等				
元本			1,389,717,612	746,905,104
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金()			124,800,661	76,086,240
(うち分配準備積立金)			(4)	(74,094,444)
剰余金合計			124,800,661	76,086,240
元本等合計			1,264,916,951	822,991,344
純資産合計				
負債・純資産合計				
			1,305,969,567	995,392,339

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第12期	第13期
		自 平成18年1月12日 至 平成19年1月11日	自 平成19年1月12日 至 平成20年1月11日
	注記 番号	金 額	金 額
営業収益			
受取利息		1,549,555	5,025,452
有価証券売買等損益		30,443	1,447,570
派生商品取引等損益		124,198,932	148,032,032
営業収益合計		122,618,934	154,505,054
営業費用			
受託者報酬		936,296	1,206,104
委託者報酬		7,678,667	9,891,047
その他費用		74,784	96,375
営業費用合計		8,689,747	11,193,526
営業利益金額		-	143,311,528
営業損失金額		131,308,681	-
経常利益金額		-	143,311,528
経常損失金額		131,308,681	-
当期純利益金額		-	143,311,528
当期純損失金額		131,308,681	-
当期一部解約に伴う当期純利益金額分配額		-	67,710,076
当期一部解約に伴う当期純損失金額分配額		105,637,171	-
期首欠損金		71,713,249	124,800,661
欠損金減少額		302,902,368	692,928,612
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(302,902,368)	(692,928,612)
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)		(-)	(-)
欠損金増加額		330,318,270	566,149,353
(当期一部解約に伴う欠損金増加額)		(-)	(-)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(330,318,270)	(566,149,353)
分配金		-	1,493,810
期末剰余金又は期末欠損金 ()		124,800,661	76,086,240

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第12期 自 平成18年1月12日 至 平成19年1月11日	第13期 自 平成19年1月12日 至 平成20年1月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引</p> <p>個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p>	<p>デリバティブ取引</p> <p>同左</p>

日本トレンド・マネーポートフォリオ

1 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記 番号	第11期	第12期
			平成19年1月11日現在	平成20年1月11日現在
			金 額	金 額
資産の部				
流動資産				
コール・ローン			1,098,736,247	728,796,574
国債証券			778,997,748	399,907,770
現先取引勘定			649,807,600	599,664,000
未収利息			86,193	580,251
前払費用			3,889	-
流動資産合計			2,527,631,677	1,728,948,595
資産合計			2,527,631,677	1,728,948,595
負債の部				
流動負債				
未払収益分配金			-	1,522,652
未払解約金			449,741,375	195,957,849
未払受託者報酬			186,560	422,283
未払委託者報酬			932,948	2,111,719
その他未払費用			749	4,069
流動負債合計			450,861,632	200,018,572
負債合計			450,861,632	200,018,572
純資産の部				
元本等				
元本			2,071,548,650	1,522,652,414
剰余金				
期末剰余金			5,221,395	6,277,609
(うち分配準備積立金)			(322,368)	-
剰余金合計			5,221,395	6,277,609
元本等合計			2,076,770,045	1,528,930,023
純資産合計			2,076,770,045	1,528,930,023
負債・純資産合計			2,527,631,677	1,728,948,595

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第11期	第12期
		自平成18年1月12日 至平成19年1月11日	自平成19年1月12日 至平成20年1月11日
	注記 番号	金 額	金 額
営業収益			
受取利息		1,941,318	9,272,879
有価証券売買等損益		99,124	1,424,966
営業収益合計		2,040,442	10,697,845
営業費用			
受託者報酬		190,084	946,918
委託者報酬		950,085	4,735,178
その他費用		1,388	5,231
営業費用合計		1,141,557	5,687,327
営業利益金額		898,885	5,010,518
経常利益金額		898,885	5,010,518
当期純利益金額		898,885	5,010,518
当期一部解約に伴う当期純利益金額分配額		576,524	4,351,620
期首剰余金		2,231,726	5,221,395
剰余金増加額		30,041,808	49,537,140
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(-)	(-)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(30,041,808)	(49,537,140)
剰余金減少額		27,374,500	47,617,172
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(27,374,500)	(47,617,172)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(-)	(-)
分配金		-	1,522,652
期末剰余金		5,221,395	6,277,609

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第11期 自 平成18年1月12日 至 平成19年1月11日	第12期 自 平成19年1月12日 至 平成20年1月11日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 名義書換

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・ 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・ 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(5) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

（1）資産の評価

（2）保管

（3）信託期間

（4）計算期間

（5）その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

（1）貸借対照表

（2）損益及び剰余金計算書

（3）注記表

（4）附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

上記の情報については、E D I N E T（エディネット）でもご覧いただくことができます。

Electronic Disclosure for Investors' NETworkの略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家はE D I N E Tを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書などを閲覧することができます。

<追加型証券投資信託 ハイパー・ウェイブ>

運用の基本方針

約款第15条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、有価証券を組入れつつ株価指数先物取引を積極的に活用し、株式市場全体の値動きを上回る収益の変動をめざした運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

短期公社債を主要投資対象とします。なお、わが国の金融商品取引所上場株式に投資することができます。

(2)投資態度

信託財産の50%以上短期公社債を組入れます。株式市場全体の値動きの2倍程度の投資成果をめざすため、原則として株式組入総額と株価指数先物取引の買建総額の組入合計額が純資産総額に対して約2倍程度になるように調整を行ないます。

設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を買建てもしくは転売するものとします。

運用制限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

(2)同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(3)外貨建資産への投資は行ないません。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です

分配対象額の範囲

経費控除後の利息・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

利息・配当収入は原則として全額を分配します。売買益からの分配金額は投信会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、収益分配金額は1万口当り10円以上10円単位とします。ただし、分配対象額が1万口当り10円未満の場合には分配を行ないません。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 ハイパー・ウェイブ 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けず。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金5億円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けず。

委託者は、受託者と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成22年1月12日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第3条の2 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、

第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については5億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受

益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、保護預り会社または第40条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第9条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第10条 委託者は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずるものとします。ただし、第40条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。

委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款以下「自動けいぞく投資約款」といいます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第40条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項および第2項の受益権の価額は、次に定める日（以下「取得申込受付日」といいます。）の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は1口につき1円とします。

1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。）以前に受け付けた場合 …………… 取得申込日
2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時を過ぎて受け付けた場合 …………… 取得申込日の翌営業日

前項の手数料は、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

第4項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取

請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込受付日の基準価額とすることができます。

なお、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第4項の規定にかかわらず、受益者が第40条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第4項の規定にかかわらず、自動けいぞく投資約款に規定するこの信託以外の信託の受益者が別に定める契約に基づいて当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却金または一部解約金の手取金をもって委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対してこの信託の取得申込をする場合の受益権の価額および委託者の自らの募集に関して別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益証券または受益権の一部解約金の手取金をもって委託者に対してこの信託の取得申込をする場合の受益権の価額は、原則として、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料は、第5項で定める手数料とは別に、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

第8項において委託者の自らの募集にかかる受益証券または受益権の受益者がその有する受益証券または受益権の全部についての一部解約金の手取金をもってこの信託の取得申込をする場合には、委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者が定める単位をもって、当該取得の申込に応ずるものとします。

第4項、第6項および第8項の規定にかかわらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該取得の申込を、委託者が追加信託(収益分配金の再投資にかかる追加信託を除きます。以下本項において同じ。)を行なわない措置を解除した後の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなすものとします。

1. 委託者が、当該先物取引にかかる金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)の当日の午後立会(日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては、午前立会とします。以下本項において同じ。)が行なわれないこともしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
2. 委託者が、当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき

第4項および第6項の規定にかかわらず、別に定める各信託(この信託および日本トレンド・マネーレポートフォリオを除きます。以下本項において同じ。)について、委託者がその翌営業日の一部解約の実行を停止したときは、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなします。

追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、取得申込を行う委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価

額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第10条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第10条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(受益証券の再交付)

第11条 (削除)

(毀損した場合等の再交付)

第12条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第13条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第13条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第19条、第20条および第21条に定めるものに限りません。)

3. 金銭債権

4. 約束手形

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。))を除きます。)に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. コマーシャル・ペーパー

8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券

9. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第8号までの証券の性質を

有するもの

10. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
11. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書および第11号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第11号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

（運用の基本方針）

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式への投資制限）

第17条 委託者は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きま

す。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第19条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引の運用指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(投資する公社債の範囲)

第22条 (削除)

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（一括登録）

第27条 （削除）

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替え金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを

定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年1月12日から翌年1月11日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成7年1月17日から平成8年1月11日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の92の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配します。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(追加信託金および一部解約金の計算処理)

第39条 (削除)

(収益分配金の再投資等)

第40条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に交付されます。

委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

第44条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前2項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計

算されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第40条の2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第42条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金および一部解約金の支払い)

第42条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者(第40条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者)とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、次に定める日(以下「解約請求受付日」といいます。)から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。

1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が第44条第1項の受益者の請求を午後2時(日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。)以前に受け付けた場合 当該請求日
2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が第44条第1項の受益者の請求を午後2時を過ぎて受け付けた場合 当該請求日の翌営業日

前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

第44条第3項に規定する信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。ただし、信託の一部解約にかかる受益権が委託者の自らの募集にかかる受益権である場合には、当該受益権に帰属する収益分配金は、委託者において支払います。

償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第43条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第44条 受託者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等

に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれず。

前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

第3項の規定にかかわらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者は、この信託契約の一部解約の実行を停止することができます。

1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては、午前立会とします。以下本項において同じ。）が行なわれないうちもしくは停止されたとき
2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

前項によりこの信託契約の一部解約の実行が停止された場合には、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行停止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。

第3項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託および日本トレンド・マネーポートフォリオを除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込にかかる一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、前項の規定にかかわらず、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合、もしくは委託者の自らの募集に関して別に定める各信託（この信託を含みます。）または自動けいぞく投資約款に規定する各信託（この信託を含みます。）の受益権の口数を合計した口数が20億口を下ることとなった場合には、第45条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第44条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を

行ないません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。

委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがうものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行ないません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第50条の2 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、

自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第51条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 変更後の第10条の規定は、平成18年4月12日以降の取得申込について適用します。
- 第2条 この約款において、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、
- 第3条 変更後の第36条の規定は、平成11年7月1日より適用します。
- 第4条 変更後の第6条第1項の規定は、平成12年4月4日以降行なわれる追加信託について適用するものとし、
- 変更後の第6条第2項の規定は、平成11年9月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとし、
- 第5条 変更後の第37条第1項の規定は、平成11年12月1日以降計上される信託報酬より適用します。
- 変更後の第37条第3項の規定は、平成9年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。
- 第6条 第40条第5項および第42条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとし、
- 第7条 平成18年12月29日現在の信託約款第8条、第9条、第11条から第13条までおよび第40条の2の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとし、
- 第8条 第21条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成7年1月17日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

大阪市中央区北浜4丁目5番33号
受託者 住友信託銀行株式会社

(1)委託者が自らの募集に関して別に定める各信託

約款第10条第8項および第44条第10項の「委託者の自らの募集に関して別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託	ハイパー・ウェイブ
追加型証券投資信託	リバース・トレンド・オープン
追加型証券投資信託	日本トレンド・マネーポートフォリオ

(2)別に定める各信託

約款第10条第12項および第44条第7項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託	ハイパー・ウェイブ
追加型証券投資信託	リバース・トレンド・オープン
追加型証券投資信託	日本トレンド・マネーポートフォリオ

<追加型証券投資信託 リバース・トレンド・オープン>

運用の基本方針

約款第15条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、有価証券を組入れつつ株価指数先物取引を積極的に活用し、株式市場全体の値動きと反対の収益の変動をめざした運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

短期公社債を主要投資対象とします。なお、わが国の金融商品取引所上場株式に投資することができます。

(2)投資態度

信託財産の50%以上短期公社債を組入れます。株式市場全体の値動きの概ね反対の投資成果をめざすため、原則として株価指数先物取引の売建額が純資産総額に対してほぼ同額になるように調整を行ないます。

設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を売建てもしくは買戻しするものとします。

運用制限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

(2)同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(3)外貨建資産への投資は行ないません。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です

分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

利子・配当収入は原則として全額を分配します。売買益からの分配金額は投信会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、収益分配金額は1万口当り10円以上10円単位とします。ただし、分配対象額が1万口当り10円未満の場合には分配を行ないません。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 リバース・トレンド・オープン 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けず。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金10億円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けず。

委託者は、受託者と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成22年1月12日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第3条の2 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、

第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については10億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受

益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、保護預り会社または第40条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第9条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第10条 委託者は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずるものとします。ただし、第40条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。

委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款以下「自動けいぞく投資約款」といいます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第40条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項および第2項の受益権の価額は、次に定める日（以下「取得申込受付日」といいます。）の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は1口につき1円とします。

1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。）以前に受け付けた場合 …………… 取得申込日

2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時を過ぎて受け付けた場合 …………… 取得申込日の翌営業日

前項の手数料は、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

第4項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取

請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込受付日の基準価額とすることができます。

なお、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第4項の規定にかかわらず、受益者が第40条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第4項の規定にかかわらず、自動けいぞく投資約款に規定するこの信託以外の信託の受益者が別に定める契約に基づいて当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却金または一部解約金の手取金をもって委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対してこの信託の取得申込をする場合の受益権の価額および委託者の自らの募集に関して別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益証券または受益権の一部解約金の手取金をもって委託者に対してこの信託の取得申込をする場合の受益権の価額は、原則として、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料は、第5項で定める手数料とは別に、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

第8項において委託者の自らの募集にかかる受益証券または受益権の受益者がその有する受益証券または受益権の全部についての一部解約金の手取金をもってこの信託の取得申込をする場合には、委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者が定める単位をもって、当該取得の申込に応ずるものとします。

第4項、第6項および第8項の規定にかかわらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該取得の申込を、委託者が追加信託(収益分配金の再投資にかかる追加信託を除きます。以下本項において同じ。)を行なわない措置を解除した後の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなすものとします。

1. 委託者が、当該先物取引にかかる金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)の当日の午後立会(日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては、午前立会とします。以下本項において同じ。)が行なわれないこともしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
2. 委託者が、当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき

第4項および第6項の規定にかかわらず、別に定める各信託(この信託および日本トレンド・マネーレポートフォリオを除きます。以下本項において同じ。)について、委託者がその翌営業日の一部解約の実行を停止したときは、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなします。

追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、取得申込を行う委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価

額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第10条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第10条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(受益証券の再交付)

第11条 (削除)

(毀損した場合等の再交付)

第12条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第13条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第13条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第19条、第20条および第21条に定めるものに限りません。)
3. 金銭債権
4. 約束手形

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。))を除きます。)に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第8号までの証券の性質を

有するもの

10. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
11. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書および第11号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第11号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第14条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第24条において同じ。））、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条の2ならびに第14条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

前項の取扱いは、第16条から第21条まで、第23条および第29条から第31条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式への投資制限）

第17条 委託者は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第19条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引の運用指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（投資する公社債の範囲）

第22条 （削除）

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。) を含みます。) を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り。) を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第25条 (削除)

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第27条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。) については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的とし

て、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条 この信託の計算期間は、毎年1月12日から翌年1月11日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成7年1月17日から平成8年1月11日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額）

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の92の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配します。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（追加信託金および一部解約金の計算処理）

第39条 （削除）

（収益分配金の再投資等）

第40条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に交付されます。

委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

第44条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前2項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関）

第40条の2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第41条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第42条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任せません。

（償還金および一部解約金の支払い）

第42条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第40条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、次に定める日（以下「解約請求受付日」といいます。）から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。

1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が第44条第1項の受益者の請求を午後2時（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。

以下本項において同じ。)以前に受け付けた場合 当該請求日
2.委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が第44条第1項の受益者の請求を午後2時を過ぎて受け付けた場合 当該請求日の翌営業日
前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

第44条第3項に規定する信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。ただし、信託の一部解約にかかる受益権が委託者の自らの募集にかかる受益権である場合には、当該受益権に帰属する収益分配金は、委託者において支払います。

償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第43条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

第3項の規定にかかわらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者は、この信託契約の一部解約の実行を停止することができます。

- 1.当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会(日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては、午前立会とします。以下本項において同じ。)が行なわれないうちもしくは停止されたとき
- 2.当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

前項によりこの信託契約の一部解約の実行が停止された場合には、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行停止を解除した後の最初の基準価額の計算日の一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。

第3項の規定にかかわらず、別に定める各信託(この信託および日本トレンド・マネーポートフォリオを除きます。以下本項において同じ。)について、委託者がその翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込にかかる一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、前項の規定にかかわらず、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措

置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合、もしくは委託者の自らの募集に関して別に定める各信託（この信託を含みます。）または自動けいぞく投資約款に規定する各信託（この信託を含みます。）の受益権の口数を合計した口数が20億口を下ることとなった場合には、第45条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第44条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがたって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。

委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがうものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約

に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第50条の2 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第51条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 変更後の第10条の規定は、平成18年4月12日以降の取得申込について適用します。
- 第2条 この約款において、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、
- 第3条 変更後の第36条の規定は、平成11年7月1日より適用します。
- 第4条 変更後の第6条第1項の規定は、平成12年4月4日以降行なわれる追加信託について適用するものとし、
- 変更後の第6条第2項の規定は、平成11年9月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとし、
- 第5条 変更後の第37条第1項の規定は、平成11年12月1日以降計上される信託報酬より適用します。
- 変更後の第37条第3項の規定は、平成9年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。
- 第6条 第40条第5項および第42条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとし、
- 第7条 平成18年12月29日現在の信託約款第8条、第9条、第11条から第13条までおよび第40条の2の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとし、
- 第8条 第21条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成7年1月17日

委託者 東京都港区赤坂九丁目7番1号
日興アセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

(1) 委託者が自らの募集に関して別に定める各信託

約款第10条第8項および第44条第10項の「委託者の自らの募集に関して別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託	ハイパー・ウェイブ
追加型証券投資信託	リバース・トレンド・オープン
追加型証券投資信託	日本トレンド・マネーポートフォリオ

(2) 別に定める各信託

約款第10条第12項および第44条第7項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託	ハイパー・ウェイブ
追加型証券投資信託	リバース・トレンド・オープン
追加型証券投資信託	日本トレンド・マネーポートフォリオ

<追加型証券投資信託 日本トレンド・マネーポートフォリオ>

運用の基本方針

約款第15条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長をはかることを目標として安定運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主としてわが国の公社債に投資を行ない利息等収益の確保をはかります。

運用制限

- (1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (2)同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (3)外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- (4)有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行ないます。
- (5)スワップ取引は、約款第20条の範囲で行ないます。
- (6)金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第21条の範囲で行ないます。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、収益分配金額は1万口当り10円以上10円単位とします。ただし、分配対象額が1万口当り10円未満の場合には分配を行ないません。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 日本トレンド・マネーポートフォリオ 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000万円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けません。

委託者は、受託者と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成22年1月12日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第3条の2 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、保護預り会社または第43条に規定する委託者の指定する口座管理機関、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第9条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第10条 委託者は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の自らの募集に関して別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって取得申込する場合に限り、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずるものとします。ただし、当該受益者がその有する受益権の全部についての一部解約金の手取金をもって取得申込する場合には委託者が定める単位をもって、また、この信託の受益者の第42条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込の場合には1口の整数倍をもって、当該取得の申込に応ずることができます。

委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資約款（以下「自動けいぞく投資約款」といいます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第43条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項および第2項の受益権の価額は、次に定める日（以下「取得申込受付日」といいます。）の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は1口につき1円とします。

1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時（日本証券業協会諸規則に規定する半休日においては午前10時とします。以下本項において同じ。）以前に受け付けた場合 …………… 取得申込日
2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が取得の申込を午後2時を過ぎて受け付けた場合 …………… 取得申込日の翌営業日

前項の規定にかかわらず、受益者が第42条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の一部解約の実行を停止したときは、委託者、委託者の指定する証

券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、委託者が別に定める各信託について一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を取得申込受付日とする取得の申込とみなします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第10条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第10条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益証券の再交付）

第11条 （削除）

（毀損した場合等の再交付）

第12条 （削除）

（受益証券の再交付の費用）

第13条 （削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第13条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第19条、第20条および第21条に定めるものに限りません。）

3. 金銭債権

4. 約束手形

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲および株式への投資制限）

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、安定した収益の確保を目的として安定運用を行なうよう、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券

4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第19条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の

額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の50を超えることとなる場合には、すみやかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建資産への投資制限)

第24条 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(保管業務の委任)

第26条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第27条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第29条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- 1.一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- 2.再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 3.借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし

ます。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年1月12日から翌年1月11日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成8年12月2日から平成9年1月11日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税および地方消費税相当額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率(以下「信託報酬率」という。)を乗じて得た額とします。

平成11年10月以降、各月の最終営業日(委託者の営業日をいう。以下同じ。)の翌日から、翌月の最終営業日までにかかる信託報酬率は、当該各月の最終5営業日間におけるこの信託の基準価額算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レートの平均値に応じ、次の率とします。

平均値が0.6%以上のとき	年10,000分の 55
平均値が0.4%以上0.6%未満のとき	年10,000分の 30
平均値が0.2%以上0.4%未満のとき	年10,000分の 15
平均値が0.1%以上0.2%未満のとき	年10,000分の 6
平均値が0.1%未満のとき	当該平均値に0.6を乗じて得た率

前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報

酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(追加信託金および一部解約金の計算処理)

第41条 (削除)

(収益分配金の再投資等)

第42条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に交付されます。

委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

第48条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合および第47条第1項により委託者の指定する証券会社が受益権を買取った場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前2項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第43条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第44条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第45条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金および一部解約金の支払い)

第45条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者(第43条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、次に定める日(以下「解約請求受付日」といいます。)から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。

1. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が第48条第1項の受益者の請求を午後2時(日本証券業協会諸規則に規定する半休日の場合は午前10時とします。以下本項において同じ。)以前に受け付けた場合

..... 当該請求日

2. 委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が第48条第1項の受益者の請求を午後2時を過ぎて受け付けた場合

..... 当該請求日の翌営業日

前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかか

る受益権に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

第42条第4項に規定する信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金および委託者の指定する証券会社が受益権を買取った場合の当該受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。ただし、信託の一部解約にかかる受益権が委託者の自らの募集にかかる受益権である場合には、当該受益権に帰属する収益分配金は、委託者において支払います。

償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第46条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間の支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益権の買取り)

第47条 委託者の指定する証券会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、次に定める日(以下「買取請求受付日」といいます。)の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。

1. 委託者の指定する証券会社が受益者の請求を午後2時(日本証券業協会諸規則に規定する半休日の場合は午前10時とします。以下本項において同じ。)以前に受け付けた場合
..... 当該請求日
2. 委託者の指定する証券会社が受益者の請求を午後2時を過ぎて受け付けた場合
..... 当該請求日の翌営業日

受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは、委託者の指定する証券会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

第1項の規定にかかわらず、別に定める各信託(この信託を除きます。以下本項において同じ。)について、委託者がその翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者の指定する証券会社は、委託者との協議に基づいて、この信託の受益権の買取請求にかかる売却金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込にかかる買取りを停止することができます。当該買取りが停止されたときは、受益者は当該買取停止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を買取請求受付日として、第2項の規定に準じて算定された価額とします。

委託者の指定する証券会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消することができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できません。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取請求受付日として、第2項の規定に準じて算定された価額とします。

(一部解約)

第48条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一

部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれず。

前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

第3項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下本項において同じ。）について、委託者がその翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込にかかる一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、前項の規定にかかわらず、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日を解約請求受付日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合、もしくは委託者の自らの募集に関して別に定める各信託（この信託を含みます。）または自動けいぞく投資約款に規定する各信託（この信託を含みます。）の受益権の口数を合計した口数が20億口を下ることとなった場合には、第49条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第48条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行いません。

委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがうものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第54条の2 第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第49条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 変更後の第10条の規定は、平成18年4月12日以降の取得申込より適用します。

第2条 この約款において、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「日本トレンド・セレクト自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとし、

- 第3条 変更後の約款第38条の規定は、平成11年7月1日より適用します。
- 第4条 変更後の第6条第1項の規定は、平成12年4月4日以降行なわれる追加信託について適用するものとします。
変更後の第6条第2項の規定は、平成11年9月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとします。
- 第5条 変更後の第39条第1項の規定は、平成11年12月1日以降計上される信託報酬より適用します。
変更後の第39条第3項の規定は、平成9年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。
- 第6条 第42条第5項および第45条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとします。
- 第7条 変更後の第47条の各規定は、平成12年4月3日以降の買取請求より適用します。
- 第8条 平成18年12月29日現在の信託約款第8条、第9条、第11条から第13条までおよび第43条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- 第9条 第21条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
第21条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成8年12月2日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都品川区東品川二丁目3番14号
受託者 日興シティ信託銀行株式会社

(1)委託者が自らの募集に関して別に定める各信託

約款第10条第1項および第48条第8項の「委託者の自らの募集に関して別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託	ハイパー・ウェイブ
追加型証券投資信託	リバース・トレンド・オープン
追加型証券投資信託	日本トレンド・マネーポートフォリオ

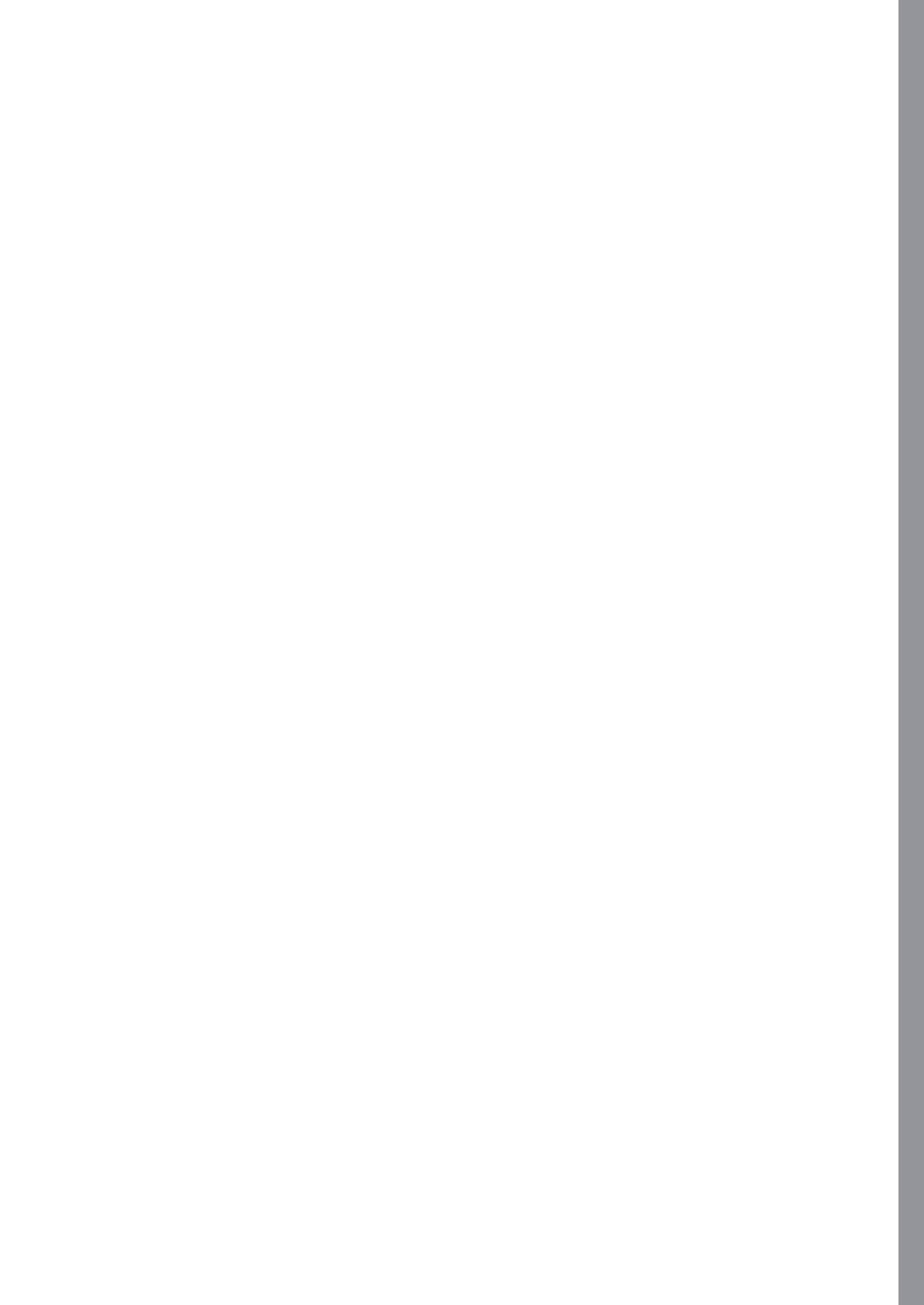
(2)別に定める各信託

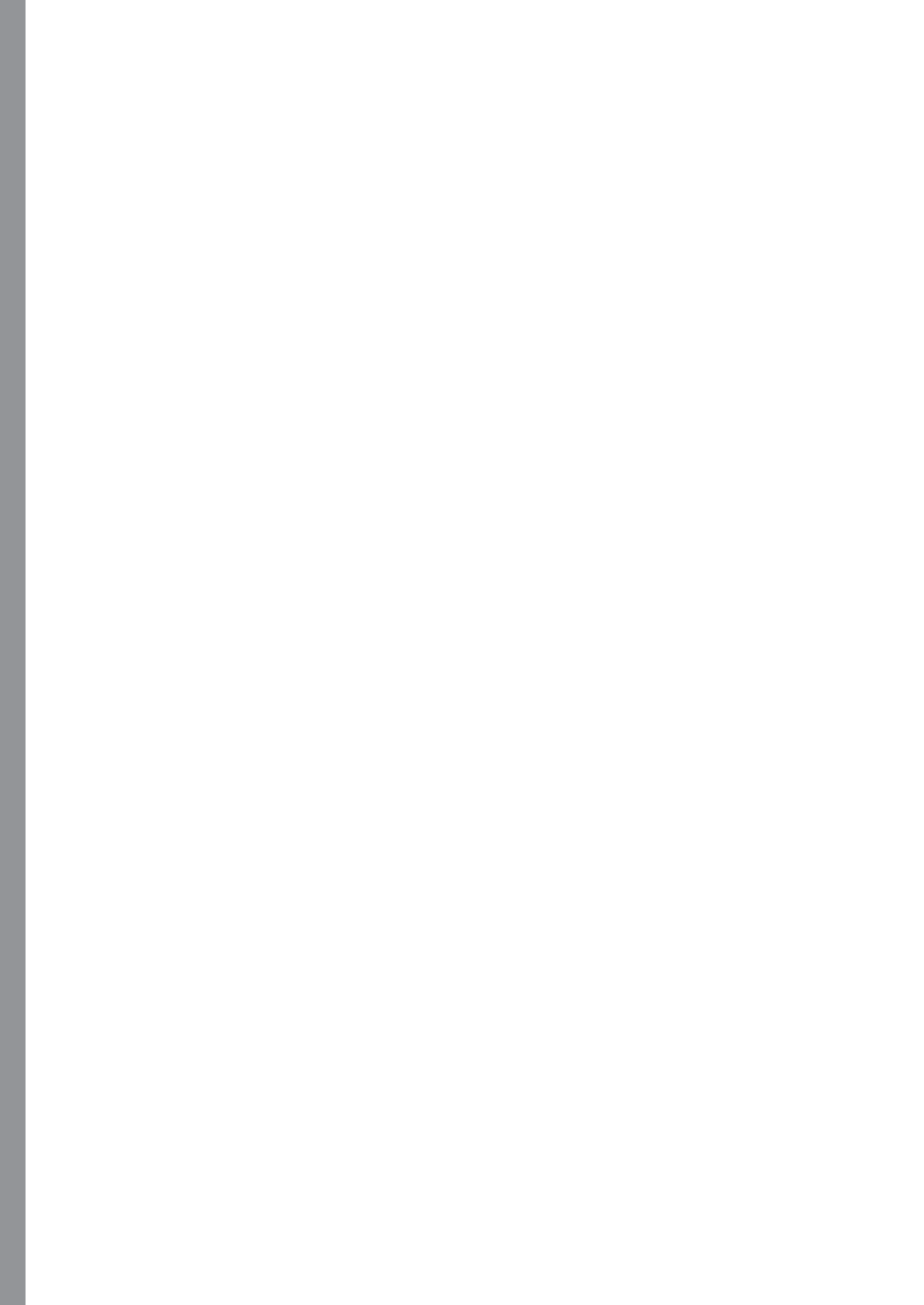
約款第10条第6項、第47条第4項および第48条第5項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託	ハイパー・ウェイブ
追加型証券投資信託	リバース・トレンド・オープン
追加型証券投資信託	日本トレンド・マネーポートフォリオ

日興アセットマネジメントの照会先
ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>
☎ 0120-25-1404
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。(半休日となる場合は午前9時～正午)







日本トレンド・セレクト

ハイパー・ウェイブ
リバース・トレンド・オープン
日本トレンド・マネーポートフォリオ

追加型株式投資信託／派生商品型／自動けいぞく投資専用

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

「日本トレンド・セレクト」は、主に短期公社債に投資するとともに、株価指数先物取引なども積極的に活用するため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

この目論見書により行なう「日本トレンド・セレクト」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 20 年 4 月 11 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 4 月 12 日にその効力が発生しております。

- 目 次 -

	頁
第 1 【ファンドの沿革】	1
第 2 【手続等】	1
1 【申込（販売）手続等】	
2 【換金（解約）手続等】	
第 3 【管理及び運営】	5
1 【資産管理等の概要】	
(1) 【資産の評価】	
(2) 【保管】	
(3) 【信託期間】	
(4) 【計算期間】	
(5) 【その他】	
2 【受益者の権利等】	
第 4 【ファンドの経理状況】	8
1 【財務諸表】	
(1) 【貸借対照表】	
(2) 【損益及び剰余金計算書】	
(3) 【注記表】	
(4) 【附属明細表】	
2 【ファンドの現況】	
【純資産額計算書】	
第 5 【設定及び解約の実績】	27

第1【ファンドの沿革】

<ハイパー・ウェイブ>

<リバーズ・トレンド・オープン>

平成 7年 1月 17日 ファンドの信託契約締結、運用開始

平成 16年 1月 13日 信託期間の更新

(信託終了日を平成 17年 1月 11日から平成 22年 1月 12日へ変更)

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

平成 8年 12月 2日 ファンドの信託契約締結、運用開始

平成 16年 1月 13日 信託期間の更新

(信託終了日を平成 17年 1月 11日から平成 22年 1月 12日へ変更)

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

- ・販売会社所定の方法でお申し込みください。
- ・「日本トレンド・マネーポートフォリオ」の申込みは、他のファンドからのスイッチングの場合に限ります。

(2) スイッチング

- ・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時にお申込みいただけます。
- ・お申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

(3) 申込みの受付

- ・販売会社の営業日に受け付けます。
- ・次のような場合で、委託会社が追加設定を行わない措置をとったときは、当日を取得申込受付日とせず、翌営業日以降の日を取得申込受付日として取り扱わせていただくことがあります。この場合、取得申込者は申込みを取り消すことができます。

当ファンドが行なう株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、

1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会（半休日においては午前立会）が行なわれないとき、もしくは停止されたとき。
2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

(4) 取扱時間

原則として、午後 2 時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前 10 時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(6) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社 ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/ コールセンター 電話番号 0120-25-1404 午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。 (半休日となる場合は午前9時～正午)
--

(7) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(8) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付（スイッチングを含みます。以下同じ。）を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

(9) 償還乗換

- ・ 受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(10) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- ・「ハイパー・ウェイブ」および「リバース・トレンド・オープン」は、解約請求による換金ができます。
- ・「日本トレンド・マネーポートフォリオ」は、解約請求または買取請求による換金ができます。販売会社によっては、買取請求ができない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

- ・販売会社の営業日に受け付けます。
- ・次のような場合は、当日を解約請求受付日とせず、翌営業日以降の日を解約請求受付日として取り扱わせていただくことがあります。この場合、受益者は解約の請求を撤回することができます。なお、「日本トレンド・マネーポートフォリオ」の解約は、原則として、随時可能とします。

当ファンドが行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて

1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会（半休日においては午前立会）が行なわれないとき、もしくは停止されたとき
2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

(2) 取扱時間

原則として、午後2時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前10時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約価額

解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に1%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。ただし、「日本トレンド・マネーポートフォリオ」には、信託財産留保額はかかりません。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社 ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/ コールセンター 電話番号 0120-25-1404 午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。 (半休日となる場合は午前9時～正午)
--

(5) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%（内国法人は所得税のみの7%））を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(6) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 解約代金の支払い

手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

(8) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付（スイッチングを含みます。以下同じ。）を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できません。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

< 買取請求による換金 >

(1) 買取りの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後2時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前10時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 買取制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の買取りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 買取価額

買取請求受付日の基準価額から、当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額となります。なお、一定の要件の下では、買取請求受付日の基準価額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(5) 手取額

1口当たりの手取額は、当該買取価額となります。

(6) 買取単位

1口単位

販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 受付の中止および取消

- ・販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取り（スイッチングを含みます。以下同じ。）を中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。
- ・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりには換算した価額で表示することがあります。

有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

国内公社債

原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

- a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- b) 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

有価証券先物取引等（国内）

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社 ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/ コールセンター 電話番号 0120-25-1404 午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。 (半休日となる場合は午前9時～正午)
--

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

平成22年1月12日までとします(平成7年1月17日設定)

<日本トレンド・マネー・ポートフォリオ>

平成22年1月12日までとします(平成8年12月2日設定)

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年1月12日から翌年1月11日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または各ファンドの受益権の口数の合計が20億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)

- 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

<ハイパー・ウェイブ>

<リバース・トレンド・オープン>

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、第12期計算期間(平成18年1月12日から平成19年1月11日まで)の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に、また、第13期計算期間(平成19年1月12日から平成20年1月11日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による監査を受けております。

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、第11期計算期間(平成18年1月12日から平成19年1月11日まで)の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に、また、第12期計算期間(平成19年1月12日から平成20年1月11日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月20日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員



業務執行社員 公認会計士



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイパー・ウェイブの平成18年1月12日から平成19年1月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイパー・ウェイブの平成19年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年2月19日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員



指定社員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイパー・ウェイブの平成19年1月12日から平成20年1月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイパー・ウェイブの平成20年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

ハイパー・ウェイブ

(1)【貸借対照表】

科目	期別	(単位：円)	
		第12期 平成19年1月1日現在	第13期 平成20年1月1日現在
	注記 番号	金額	金額
資産の部			
流動資産			
金銭債権		878,057	845,235
コール・ローン		8,806,367,646	6,051,148,239
国債証券		13,087,270,501	9,905,110,470
派生商品評価勘定		1,311,781,086	-
未収入金		9,588,749	-
未収利息		1,117,666	-
前払金		3,340,026,000	13,374,518
前払費用		633,421	3,340,026,000
その他費用		5,726,024	5,726,024
流動資産合計		23,217,637,126	19,316,230,486
資産合計		23,217,637,126	19,316,230,486
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	3,789,306,483
前受金		1,551,477,000	-
未払金		-	58,659,618
未払収益分配金		55,588,490	-
未払解約金		328,907,285	69,448,105
未払委託者報酬		11,714,821	9,961,672
未払委託者報酬		96,062,028	81,686,154
その他未払費用		577,503	535,436
流動負債合計		2,044,337,127	4,009,597,468
負債合計		2,044,337,127	4,009,597,468
純資産の部			
元本等		55,588,490,339	58,630,841,267
剰余金		-	-
期末欠損金		34,425,190,340	43,324,208,249
(うち分配準備積立金)		(3,261,496,542)	(1,021,321,891)
剰余金合計		34,425,190,340	43,324,208,249
元本等合計		21,173,299,989	15,306,633,018
純資産合計		21,173,299,989	15,306,633,018
負債・純資産合計		23,217,637,126	19,316,230,486

(2)【損益及び剰余金計算書】

科目	期別	(単位：円)	
		第12期 自平成19年1月12日 至平成19年1月11日	第13期 自平成19年1月12日 至平成20年1月11日
	注記 番号	金額	金額
営業収益		30,682,958	85,969,079
有価証券売買差益		2,518,528	20,126,298
派生商品取引等損益		1,222,088,754	5,824,624,160
営業収益合計		1,255,290,240	5,819,528,783
営業費用			
委託者報酬		22,568,084	20,884,168
委託者報酬		185,059,435	171,251,126
その他費用		1,129,504	1,089,098
営業費用合計		208,757,033	193,224,382
営業利益金額		1,046,533,207	-
営業損失金額		-	6,011,753,175
経常利益金額		1,046,533,207	-
経常損失金額		-	6,011,753,175
当期純利益金額		1,046,533,207	-
当期純損失金額		-	6,011,753,175
当期一部解約に伴う当期純利益金額分配額		-	309,922,926
当期一部解約に伴う当期純損失金額分配額		475,044,170	-
期首欠損金		33,964,528,904	34,425,190,340
欠損金減少額		50,684,011,074	38,307,922,251
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(50,684,011,074)	(38,307,922,251)
(当期追加償託に伴う欠損金減少額)		(-)	(-)
欠損金増加額		52,610,651,397	40,885,264,059
(当期一部解約に伴う欠損金増加額)		(-)	(-)
(当期追加償託に伴う欠損金増加額)		(52,610,651,397)	(40,885,264,059)
分配金		55,588,490	-
期末欠損金		34,425,190,340	43,324,208,249

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	第12期 自 平成18年1月12日 至 平成19年1月11日	第13期 自 平成19年1月12日 至 平成20年1月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されていない有価証券 証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は証券取引所が発表する基準価で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価値(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的理由をもって時価と認めた価値で評価しております。	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は金融商品取引所等が発表する基準価で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価値(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的理由をもって時価と認めた価値で評価しております。	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は金融商品取引所等が発表する基準価で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価値(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的理由をもって時価と認めた価値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第12期 平成19年1月11日現在	第13期 平成20年1月11日現在
1. 期首元本額	53,751,092,676 円	55,598,490,339 円
期中追加元本額	80,720,317,046 円	65,246,603,678 円
期中解約元本額	78,872,919,383 円	62,214,252,750 円
計算期間末日における受益権の総数	55,598,490,339 口	58,630,841,267 口
3. 元本の欠損		
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は34,425,190,340円であり、		
4. 担保資産	2,482,916,683 円	2,803,064,046 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第12期 自 平成18年1月12日 至 平成19年1月11日	第13期 自 平成19年1月12日 至 平成20年1月11日
分配金の計算経理		
A 計算期末における費用控除後の配当等	21,682,708 円	0 円
B 費用控除後、繰越欠損金繰戻後の有価証券売買等損益	1,489,884,669 円	0 円
C 信託報酬に定める収益調整金	11,807,754,687 円	14,986,238,646 円
D 信託報酬に定める分配準備立金	1,786,517,665 円	1,021,321,891 円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	15,124,849,729 円	16,017,621,557 円
F 分配対象収益(1口当たり)	0.2720 円	0.2731 円
G 分配金額(1万口当たり)	2,720 円	2,731 円
H 分配金額(1口当たり)	0.0010 円	0 円
	10 円	0 円

(有価証券に関する注記)

第12期(自平成18年1月12日 至 平成19年1月11日)
売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	13,087,270,501	16,649,571
合計	13,087,270,501	16,649,571

第13期(自平成19年1月12日 至 平成20年1月11日)
売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	9,905,110,470	4,063,470
合計	9,905,110,470	4,063,470

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

取引の内容	第12期	第13期
	自平成18年1月12日 至平成19年1月11日	自平成19年1月12日 至平成20年1月11日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利先物取引、金利オフショーン取引、スワップ取引、および金利先渡取引であります。 株指先物取引を活用し、株式市場全体の値動きの2倍程度の投資成果をめざします。	同左
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	株指先物取引を活用し、株式市場全体の値動きの2倍程度の投資成果をめざします。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。	同左

取引の時価等に関する事項

区分	種類	契約額等	第12期(平成19年1月11日現在)		評価損益
			時価	うち1年超	
市場取引	株指先物取引 買建	41,055,463,000	42,369,180,000	-	1,313,717,000
合計		41,055,463,000	42,369,180,000	-	1,313,717,000

区分	種類	契約額等	第13期(平成20年1月11日現在)		評価損益
			時価	うち1年超	
市場取引	株指先物取引 買建	34,493,428,000	30,706,390,000	-	3,787,038,000
合計		34,493,428,000	30,706,390,000	-	3,787,038,000

(注)時価の算定方法

1. 計算日に知りうる最近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。

- 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第12期		第13期	
平成19年1月11日現在		平成20年1月11日現在	
1口当たり純資産額	0.3808円	1口当たり純資産額	0.2611円
(1口当たり純資産額)	(3,808円)	(1口当たり純資産額)	(2,611円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(邦貨建債券)

(単位：円)

種 類	銘柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	0042 0240 利付国庫債券(2年) 第240回	600,000,000	599,982,942	
	0042 0241 利付国庫債券(2年) 第241回	1,500,000,000	1,499,552,248	
	0042 0242 利付国庫債券(2年) 第242回	1,000,000,000	999,835,790	
	0042 0244 利付国庫債券(2年) 第244回	800,000,000	800,036,320	
	0042 0245 利付国庫債券(2年) 第245回	1,000,000,000	1,000,332,940	
	0042 0246 利付国庫債券(2年) 第246回	1,000,000,000	1,001,264,584	
	0042 0247 利付国庫債券(2年) 第247回	1,200,000,000	1,201,041,600	
	0042 0248 利付国庫債券(2年) 第248回	1,000,000,000	1,000,459,616	代用有価証券 1,000,000千円
	0042 0249 利付国庫債券(2年) 第249回	800,000,000	800,772,630	代用有価証券 800,000千円
	0042 0250 利付国庫債券(2年) 第250回	1,000,000,000	1,001,831,800	代用有価証券 1,000,000千円
	国債証券 計	合計	9,900,000,000	9,905,110,470

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月20日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員



業務執行社員 公認会計士



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているリバース・トレンド・オープンの平成18年1月12日から平成19年1月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リバース・トレンド・オープンの平成19年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年2月19日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員



指定社員 公認会計士
業務執行社員

鳥飼裕一



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているリバース・トレンド・オープンの平成19年1月12日から平成20年1月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リバース・トレンド・オープンの平成20年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

財務諸表

リバース・トレンド・オープン

(1) 貸借対照表

科目	期別	(単位：円)	
		第12期 平成19年1月1日現在	第13期 平成20年1月1日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		585,896,939	314,750,038
国債証券		688,923,132	580,195,902
派生商品評価勘定		6,137,806	99,688,340
未収利息		6,006	581,211
前払金		24,947,000	-
前払費用		58,684	166,848
流動資産合計		1,305,969,567	995,392,339
資産合計		1,305,969,567	995,392,339
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		24,827,106	9,521
前受金		-	86,962,500
未払収益分配金		-	1,493,810
未払解約金		11,375,104	79,217,239
未払委託者報酬		522,623	508,354
未払委託者報酬		4,286,033	4,168,980
その他未払費用		41,790	40,611
流動負債合計		41,052,616	172,400,995
負債合計		41,052,616	172,400,995
純資産の部			
元本等			
元本		1,389,717,612	746,905,104
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		124,800,661	76,086,240
(うち分配準備積立金)		(4)	(74,084,444)
剰余金合計		124,800,661	76,086,240
元本等合計		1,264,916,951	822,991,344
純資産合計		1,264,916,951	822,991,344
負債・純資産合計		1,305,969,567	995,392,339

(2) 損益及び剰余金計算書

科目	期別	(単位：円)	
		第12期 自平成18年1月12日 至平成19年1月11日	第13期 自平成19年1月12日 至平成20年1月11日
		金額	金額
営業収益			
受取利息		1,549,555	5,025,452
有価証券売買等損益		30,443	1,447,570
派生商品取引等損益		124,198,932	146,032,032
営業収益合計		122,618,934	154,505,054
営業費用			
委託者報酬		936,286	1,206,104
委託者報酬		7,678,667	9,891,047
その他費用		74,764	96,375
営業費用合計		8,689,747	11,193,526
営業利益金額		131,308,681	143,311,528
経常損失金額		-	143,311,528
経常損失金額		131,308,681	-
当期純利益金額		131,308,681	143,311,528
当期一部解約に伴う当期純利益金額分配額		-	-
当期一部解約に伴う当期純損失金額分配額		-	-
当期一部解約に伴う当期純損失金額分配額		105,637,171	67,710,076
期首欠損金		71,713,249	124,800,661
欠損金減少額		302,902,368	692,928,612
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(302,902,368)	(692,928,612)
(当期追加償託に伴う欠損金減少額)		(-)	(-)
欠損金増加額		330,318,270	566,149,353
(当期一部解約に伴う欠損金増加額)		(-)	(-)
(当期追加償託に伴う欠損金増加額)		(330,318,270)	(566,149,353)
分配金		-	1,493,810
期末剰余金又は期末欠損金()		124,800,661	76,086,240

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第12期 自 平成18年1月12日 至 平成19年1月11日	第13期 自 平成19年1月12日 至 平成20年1月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供し、かつ入手した価値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価値もしくは委託者と協議のうえ両者が合理的理由をもって時価と認めた価値で評価しております。</p>	<p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供し、かつ入手した価値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価値もしくは委託者と協議のうえ両者が合理的理由をもって時価と認めた価値で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引</p> <p>個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p>	<p>デリバティブ取引</p> <p>同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

	第12期 平成19年1月11日現在	第13期 平成20年1月11日現在
1. 期中追加設定元本額	857,172,940 円	1,389,717,612 円
期中解約元本額	7,957,191,958 円	7,184,280,535 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	7,424,647,286 円	7,827,093,043 円
3. 元本の欠損	1,389,717,612 円	746,905,104 円
4. 担保資産	59,943,499 円	100,096,590 円

貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は124,800,061円であり、担保資産として担保に供している資産は次の通りであります。

デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券
国債証券

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第12期 自 平成18年1月12日 至 平成19年1月11日	第13期 自 平成19年1月12日 至 平成20年1月11日
A 分配金の計算過程	0 円	969,065 円
B 費用控除後、繰越欠損金繰戻後の有価証券売買等利益	0 円	74,619,186 円
C 借付債権に定める収益調整額	986,316,601 円	533,468,996 円
D 借付債権に定める分配準備積立金	4 円	3 円
E 分配対象収益 (A + B + C + D)	986,316,605 円	609,075,250 円
F 分配対象収益 (1口当たり)	0.7097 円	0.8154 円
G 分配金額 (1万口当たり)	7,097 円	8,154 円
H 分配金額 (1口当たり)	0 円	1,483,810 円
	0 円	0.0020 円
	0 円	20 円

(有価証券に関する注記)

第12期(自平成18年1月12日 至 平成19年1月11日)
 売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
国債証券	688,923,132	942,762	
合計	688,923,132	942,762	

第13期(自平成19年1月12日 至 平成20年1月11日)
 売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
国債証券	580,195,902	550,102	
合計	580,195,902	550,102	

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

取引の内容	第12期 自平成18年1月12日 至平成19年1月11日		第13期 自平成19年1月12日 至平成20年1月11日	
	取引の内容及び取引に対する取組方針	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利先物取引、金利オフショーン取引、スワップ取引、および金利先渡し取引であります。株指先物取引を活用し、株式市場全体の値動きの概ね反対の投資成果をめざします。		
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。			
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。			

取引の時価等に関する事項

区分	種類	第12期(平成19年1月11日現在)		評価損益	(単位:円)
		契約額等	時価		
市場取引	株指先物取引	1,279,903,000	-	18,317,000	
	売建	-	1,298,220,000	-	
合計		1,279,903,000	-	18,317,000	

区分	種類	第13期(平成20年1月11日現在)		評価損益	(単位:円)
		契約額等	時価		
市場取引	株指先物取引	926,022,500	-	99,911,500	
	売建	-	826,111,000	-	
合計		926,022,500	-	99,911,500	

(注)時価の算定方法

1. 計算日に知りうる最近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。

- 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)
 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第12期		第13期	
平成19年1月11日現在		平成20年1月11日現在	
1口当たり純資産額	0.9102円	1口当たり純資産額	1.1019円
(1口当たり純資産額)	(9,102円)	(1口当たり純資産額)	(11,019円)

(4) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(邦貨建債券)

(単位 : 円)

種 類	銘柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	0042 0240 利付国庫債券 (2 年) 第 2 4 0 回	120,000,000	119,996,010	
	0042 0241 利付国庫債券 (2 年) 第 2 4 1 回	80,000,000	79,971,496	
	0042 0242 利付国庫債券 (2 年) 第 2 4 2 回	60,000,000	59,985,681	
	0042 0244 利付国庫債券 (2 年) 第 2 4 4 回	60,000,000	60,002,865	
	0042 0245 利付国庫債券 (2 年) 第 2 4 5 回	100,000,000	100,033,335	
	0042 0249 利付国庫債券 (2 年) 第 2 4 9 回	100,000,000	100,096,590	代用有価証券 100,000千円
国債証券 計	0042 0250 利付国庫債券 (2 年) 第 2 5 0 回	60,000,000	60,109,925	
	合計	580,000,000	580,195,902	

第 2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表 (デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

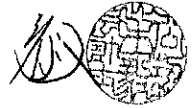
独立監査人の監査報告書

平成19年2月20日

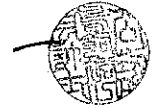
日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員



業務執行社員 公認会計士



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本トレンド・マネーポートフォリオの平成18年1月12日から平成19年1月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本トレンド・マネーポートフォリオの平成19年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年2月19日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員



指定社員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本トレンド・マネーポートフォリオの平成19年1月12日から平成20年1月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本トレンド・マネーポートフォリオの平成20年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

財務諸表

日本トレンド・マネーポートフォリオ

(1) 貸借対照表

科目	期別	(単位：円)	
		第11期 平成19年1月11日現在	第12期 平成20年1月11日現在
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,098,736,247	728,796,574
国債証券		778,987,748	399,907,770
現先取引勘定		649,807,600	599,664,000
未収利息		86,183	580,251
前払費用		3,889	-
流動資産合計		2,527,631,677	1,728,948,595
資産合計		2,527,631,677	1,728,948,595
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		-	1,522,652
未払解約金		449,741,375	195,957,849
未払委託者報酬		186,560	422,283
未払委託者報酬		932,948	2,111,719
その他未払費用		749	4,069
流動負債合計		450,861,632	200,018,572
負債合計		450,861,632	200,018,572
純資産の部			
元本		2,076,770,045	1,528,930,023
剰余金			
期末剰余金		5,221,395	6,277,609
(うち分配準備積立金)		(322,368)	-
剰余金合計		5,221,395	6,277,609
元本等合計		2,076,770,045	1,528,930,023
純資産合計		2,076,770,045	1,528,930,023
負債・純資産合計		2,527,631,677	1,728,948,595

(2) 損益及び剰余金計算書

科目	期別	(単位：円)	
		第11期 自平成19年1月12日 至平成19年1月11日	第12期 自平成19年1月12日 至平成20年1月11日
営業収益			
受取利息		1,941,318	9,272,879
有価証券売買等損益		99,124	1,424,966
営業収益合計		2,040,442	10,697,845
営業費用			
委託者報酬		190,084	946,918
委託者報酬		950,085	4,735,178
その他費用		1,388	5,231
営業費用合計		1,141,557	5,687,327
営業利益金額		898,885	5,010,518
経常利益金額		898,885	5,010,518
当期純利益金額		898,885	5,010,518
当期一部解約に伴う当期純利益金額分配額		576,524	4,351,620
期末剰余金		2,231,726	5,221,395
剰余金増加額		30,041,808	49,537,140
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(-)	(-)
(当期追加償付に伴う剰余金増加額)		(30,041,808)	(49,537,140)
剰余金減少額		27,374,500	47,617,172
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(27,374,500)	(47,617,172)
(当期追加償付に伴う剰余金減少額)		(-)	(-)
分配金		-	1,522,652
期末剰余金		5,221,395	6,277,609

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第11期 自 平成18年1月12日 至 平成19年1月11日	第12期 自 平成19年1月12日 至 平成20年1月11日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価値(ただし、売買相場の提示する価値)又は、価格提供会社の提示する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合は、入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価値で評価しております。</p>	<p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価値(ただし、売買相場の提示する価値)又は、価格提供会社の提示する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合は、入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価値で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

	第11期 平成19年1月11日現在	第12期 平成20年1月11日現在
1. 期首元本額	1,169,390,913 円	1,169,390,913 円
期中追加設定元本額	14,688,769,908 円	14,688,769,908 円
期中解約元本額	13,756,612,171 円	13,756,612,171 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,071,548,650 口	2,071,548,650 口
1. 期首元本額	1,169,390,913 円	2,071,548,650 円
期中追加設定元本額	14,688,769,908 円	14,119,052,771 円
期中解約元本額	13,756,612,171 円	14,661,949,007 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,071,548,650 口	1,522,652,414 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第11期 自 平成18年1月12日 至 平成19年1月11日	第12期 自 平成19年1月12日 至 平成20年1月11日
分配金の計算過程		
A 計算期末における費用控除後の配当等	291,424 円	分配金の計算過程 A 計算期末における費用控除後の配当等 573,369 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	30,937 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 86,539 円
C 借付控除に定める収益調整金	5,067,255 円	C 借付控除に定める収益調整金 7,141,189 円
D 借付控除に定める分配準備積立金	7 円	D 借付控除に定める分配準備積立金 174 円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	5,409,623 円	E 分配対象収益(A+B+C+D) 7,800,261 円
F 分配対象収益(1口当たり)	0.0026 円	F 分配対象収益(1口当たり) 0.0081 円
G 分配金額(1万口当たり)	26 円	G 分配金額(1万口当たり) 81 円
H 分配金額(1口当たり)	0 円	H 分配金額(1口当たり) 1,522,652 円
	0 円	I 分配金額(1口当たり) 0.0010 円
	0 円	J 分配金額(1万口当たり) 10 円

(有価証券に関する注記)

第11期(自 平成18年1月12日 至 平成19年1月11日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	778,997,748	103,348
合計	778,997,748	103,348

(単位：円)

第12期(自 平成19年1月12日 至 平成20年1月11日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	399,907,770	506,770
合計	399,907,770	506,770

(単位：円)

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第11期 平成19年1月11日現在	第12期 平成20年1月11日現在
1口当たり純資産額	1,0025 円	1口当たり純資産額 1,0047 円
(1万口当たり純資産額)	(10,025 円)	(1万口当たり純資産額) (10,041 円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(邦貨建債券)

(単位：円)

種 類	統 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	0042 0240 利付国庫債券(2年) 第240回	100,000,000	99,996,870	
	0042 0242 利付国庫債券(2年) 第242回	200,000,000	199,998,160	
	0042 0244 利付国庫債券(2年) 第244回	100,000,000	99,972,740	
国債証券 計		400,000,000	399,907,770	
	合計	400,000,000	399,907,770	

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成 20 年 1 月 31 日現在です。

<ハイパー・ウェイブ>

【純資産額計算書】

資産総額	19,438,861,005	円
負債総額	4,328,683,345	円
純資産総額 (-)	15,110,177,660	円
発行済数量	64,066,241,710	口
1 単位当たり純資産額 (/)	0.2359	円

<リバース・トレンド・オープン>

純資産額計算書

資産総額	1,078,297,865	円
負債総額	199,427,900	円
純資産総額 (-)	878,869,965	円
発行済数量	766,494,757	口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.1466	円

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

純資産額計算書

資産総額	1,573,154,423	円
負債総額	85,208,093	円
純資産総額 (-)	1,487,946,330	円
発行済数量	1,481,617,553	口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.0043	円

第5【設定及び解約の実績】

<ハイパー・ウェイブ>

	設定数量(口)	解約数量(口)
第4計算期間(1998年1月13日～1999年1月11日)	16,804,685,870	19,153,831,960
第5計算期間(1999年1月12日～2000年1月11日)	12,007,655,604	30,422,810,286
第6計算期間(2000年1月12日～2001年1月11日)	17,264,388,810	14,922,850,237
第7計算期間(2001年1月12日～2002年1月11日)	29,521,951,754	16,859,325,697
第8計算期間(2002年1月12日～2003年1月14日)	26,583,534,517	19,316,292,898
第9計算期間(2003年1月15日～2004年1月13日)	30,148,181,651	31,777,838,029
第10計算期間(2004年1月14日～2005年1月11日)	41,511,470,567	35,353,147,723
第11計算期間(2005年1月12日～2006年1月11日)	53,062,456,012	54,058,076,283
第12計算期間(2006年1月12日～2007年1月11日)	80,720,317,046	78,872,919,383
第13計算期間(2007年1月12日～2008年1月11日)	65,246,603,678	62,214,252,750

<リバース・トレンド・オープン>

	設定数量(口)	解約数量(口)
第4計算期間(1998年1月13日～1999年1月11日)	998,875,273	1,159,396,850
第5計算期間(1999年1月12日～2000年1月11日)	1,596,669,647	1,433,705,948
第6計算期間(2000年1月12日～2001年1月11日)	1,806,402,975	1,952,617,688
第7計算期間(2001年1月12日～2002年1月11日)	997,767,683	1,015,018,916
第8計算期間(2002年1月12日～2003年1月14日)	1,344,309,338	1,385,693,020
第9計算期間(2003年1月15日～2004年1月13日)	2,399,642,672	2,192,700,511
第10計算期間(2004年1月14日～2005年1月11日)	1,179,736,529	1,239,070,368
第11計算期間(2005年1月12日～2006年1月11日)	2,721,493,467	2,175,437,230
第12計算期間(2006年1月12日～2007年1月11日)	7,957,191,958	7,424,647,286
第13計算期間(2007年1月12日～2008年1月11日)	7,184,280,535	7,827,093,043

<日本トレンド・マネーポートフォリオ>

	設定数量(口)	解約数量(口)
第3計算期間(1998年1月13日～1999年1月11日)	2,916,875,416	2,847,753,208
第4計算期間(1999年1月12日～2000年1月11日)	4,438,153,107	4,264,415,519
第5計算期間(2000年1月12日～2001年1月11日)	2,525,935,689	2,847,891,576
第6計算期間(2001年1月12日～2002年1月11日)	1,507,267,122	1,361,107,534
第7計算期間(2002年1月12日～2003年1月14日)	1,106,789,417	1,248,686,676
第8計算期間(2003年1月15日～2004年1月13日)	2,017,371,224	1,642,100,940
第9計算期間(2004年1月14日～2005年1月11日)	2,734,831,491	2,698,961,228
第10計算期間(2005年1月12日～2006年1月11日)	5,880,183,279	5,347,513,674
第11計算期間(2006年1月12日～2007年1月11日)	14,658,769,908	13,756,612,171
第12計算期間(2007年1月12日～2008年1月11日)	14,113,052,771	14,661,949,007

日興アセットマネジメントの照会先
ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>
☎ 0120-25-1404
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。(半休日となる場合は午前9時～正午)



日興アセットマネジメントの照会先
ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>
☎ 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。(半休日となる場合は午前9時～正午)



携帯サイトQRコード